

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年6月18日（月） 午後9時30分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
企画政策G長	西田 正志 君	企画政策G主査	山口 清行 君
企画政策G主任主事	白濱 健司 君		
危機管理監	宇都 克枝 君	安心安全課長	酒元 博 君
防災G長	石神 修 君		
隼人地域振興課長	川崎 秀一郎 君	隼人地域振興課長補佐	波平 和光 君
隼人地域振興G主査	今村 伸也 君		
福山総合支所長	園田 藤雄 君	地域振興課主幹	溝口 税 君
福山地域振興G主任	竹之下 満 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

【議案審査】

議案第48号 平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について
陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

【所管事務調査】

- （1）現地調査（危険箇所地域内に設定された避難所の調査）
- （2）防災マップ及び避難所の設定について
- （3）市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況およびデマンド交通実証運行について

[開会 09:30]

○委員長（常盤信一君）

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月12日の本会議で当委員会に付託されました議案1件及び継続審査となっております陳情1件について審査を行いたいと思います。また、審査終了後は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りをいたします。本日の会議は、お手元に配付いたしました次第書に基づきまして進めてまいりたいと思いますが、そ

れでよろしいでしょうか。

[(はい) という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第48号 平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第48号、平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について、審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

議案第48号、平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について、よろしく御審議をお願いいたします。説明は、山口企画政策課長が申し上げます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

それでは、議案第48号、平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について、ご説明申し上げます。本議案は、平成24年3月31日をもって廃止した「始良・伊佐広域市町村圏協議会」の平成23年度決算について、同協議会規約第27条の規定に基づき、同協議会の事務を承継した本市におきまして、監査委員の意見を付して議会の認定に付そうとするものでございます。平成23年度の始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算は、収入済額及び支出済額は同額の51万7,170円で、差引0円となっており、その内容は、前年度からの繰越金と預金利子の合計全額を同協議会の解散に伴う残余金として、各構成市町に返還したものでございます。なお、返還金の算出方法は、構成市町での協議により決定した均等割(20%)と、平成22年度国勢調査に基づく人口割(80%)を合計した金額となっております。以上でご説明を終わりますが、経緯等につきましては、お手元に配布いたしております参考資料をお目通しいただきたいと存じます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、廃止ということで、他のところは、もう既に廃止をされているというような説明でございませうけれども、これが立ち上がったその意味が、私どもも途中から議員になっているから、どういふ関係でこれを立ち上げて、協議をこうやってずっとされたような、ずっとになっているんですけど、そここのところの説明をちょっと頂けないですか。

○企画部長（川村直人君）

参考資料と右上に書いてありますけれども、それに協議会の目的・経緯等を記載しております。2番目のところで、設立が昭和46年10月1日、根拠法令は1番目に書いてありますけれども、地方自治法第252条の2に基づく法定協議会でございます。目的につきましましては、「始良・伊佐広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施についての連絡調整を行う」ということが目的となっておりまして、5番目のところに経緯が書いてございますけれども、46年設立以来、これまで四次にわたる広域圏の振興計画を作ってきたということでございまして、それらの振興計画の策定が主だと。あと、協議会を開いて、その事業の中での調整をしてきたということでございますので、協議会で事業を行ったとか、そういうことではございませんで、主に計画を作って、その調整をしてきたということがこの協議会の目的でございました。

○委員（久保史郎君）

その中で、他のところは、もう平成22年度から23年度に廃止をしているということが、説明を頂いているわけですがけれども、霧島市がそういう、ほかがもうしたのに今回そのように1年ずれたという、そういうのはどういうことだったんですか。

○企画部長（川村直人君）

当時、広域の鹿児島県内の協議会なり一部事務組合でしていた地域が九つありまして、そして現在のところについては、一部事務組合については規約改正をしてその事務は外すと。あと、広域市町村圏の協議会の方式をとっているところは、廃止をしているというところがございます。どこも22年末あるいは23年末というところで、この2年間でどこも廃止をしているようがございます。本協議会については、国などの様子もちょっと見ながら、休止をするという措置を採っておりました。そして、休止をしていたんですけれども、その間の様子を見極めて、もう廃止をしようということで、改めて休止からもう廃止を確認して、今回の廃止につながったということがございます。休止をしておりました、その間ですね。

○委員（植山利博君）

経緯についても決算の認定についても理解はするところなんですけれども、これの設立の背景というのが、やはり国の方針というか指導とか、そういうようなものを受けての設立だったというふうに思っているわけなんですけれども、今後、霧島市を中心としたこういう地域の振興整備の計画とか、そういうものの連絡調整をするような機関、これに代わるようなこれの次の受け皿みたいなものについて、国のほうで検討しているとか、今後検討をしていくとかいうような方向というのはあるのかないのかですね。お尋ねをしておきます。

○企画部長（川村直人君）

この広域圏の見直しができる背景といたしましては、まず平成の大合併というのがございました。特に、指宿の広域圏などは、もう指宿市に一つになったものだから、広域圏そのものの意味がなくなったということなどがございます。それと、この従来の広域市町村圏に代わる構想として、定住自立圏構想というのが出ました。ここについても都城市と、それから志布志のあちらのほうと一緒になったり、そういう取り組みをされておられる定住自立圏の構想もございます。本市は特に、それについては手を挙げていないところなんですけれども、国のほうからは、そういった新たな広域圏での取り組みというのが示されたところがございます。また、本市は独自に皆様もご存じのとおり環霧島会議、これを鹿児島・宮崎両県5市2町で、これは任意の協議会ですけれども取り組んでおります。それから、去年は錦江湾奥の会議ということで、これも4市で立ち上げておりました、そういった独自に取り組んでいる広域行政もございます。また、ジオパークについても、これは民間も入っておりますけれども、然りでございます、今後そういった新たな広域圏での取り組みというのを今後も模索が続いていくと。最終的には、また道州制というようなそういうことにもつながっていき、ちょうど環霧島会議での取り組みというのは、国のほうもおもしろい取り組みであるというようなことで、総務省のほうからも官僚の方が来られて講演を頂いたり、そういうこともいたしております。

○副委員長（塩井川幸生君）

昭和56年から平成13年まで第四次の振興計画を出されたわけなんですけれども、これをして効果があったというようなことがあったのか。ちょっといい結果が出ましたよというようなことがあったら、教えていただきたいと思います。

○企画部長（川村直人君）

これは当時、2市8町だったですかね、合併前の非常に多い自治体で構成していたわけなんですけれども、それぞれが近い所でございますので、似たような事業をしないようにとか、そういう調整をする意味での計画の策定でもございました。その間、地域総合整備事業というのが、いわゆるまちづくりの事業というのが総務省で大々的にありました。ちょうど竹下内閣の、あのふるさと創生資金などがある頃でございます、それで新たな制度がございまして、非常に有利な起債の制度もございました。そのときに、いろんなハードの整備が進んだというようなことが、大きな効果ではなかったのかなと思います。

○委員（宮本明彦君）

決算の内容から見たら、平成23年度は特に会合も活動もなかったよと、使うお金はなかったよと

いうことでよろしいですよ。その上で、3月30日付けで各構成市町へ返還したということは、24年度の本予算の中にはこのお金も入っていたよということでもいいですよ。予算の中には返還金が入っていたよということでもよろしいですよ。

○企画部長（川村直人君）

23年度の決算に、この協議会から市のほうに34万7,722円還付をされておりますので、その分が、23年度の本市の雑入で受け入れをしております。

○委員（宮本明彦君）

あと、これは一つの協議会なんですけど、このほかに、要は基本的には協議会でお金がたまっていたということになるんですけども、この協議会のほかに、やはりお金がたまっている協議会とかというのはあると考えてもいいんですか。ないでもいいんですか。

○企画部長（川村直人君）

まず、余っていたということではございませんで、これは休止をしていたわけですね。21年度と22年度の2年間休止をしていたわけですね。その前までに、ずっとこういった計画を作っておりましたので、そういうのの残余金というのが50万円程度、20年度時点で51万5,692円、これが20年度の段階で残っていたわけですね、ずっと前年度からの繰り越しがですね。そして、21年度と22年度は預金利子がそれに加わって、そして23年度で51万7,177円残っていたわけですね。それを解散に伴って、構成市町に返したというのが今回の決算です。お尋ねの、ほかの協議会はということではございませんけれども、これは法定協議会です。企画政策課のほうで担当している法定協議会というのは、今はございません。あとは任意の協議会はいろいろありますけれども、企画部内でも法定協議会というのは多分ないと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはございませんか。

[(なし) という声あり]

ないということですので、これで議案第48号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 09:43]

[再開 09:44]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号についての自由討議に入ります。皆様方の御意見がございましたら発言をお願いします。ありませんか。

[「なし」という声あり]

ないということですので、これで議案第48号についての自由討議を終わります。

△陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第17号、陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）を審査します。この陳情についての自由討議に入ります。皆様方の御意見、御発言をお願いします。

○書記（宮永幸一君）

お手元のほうに、川内原発の3号機増設中止または1・2号機の廃炉・見直しに関する陳情がそれぞれ県内の19市で出されておまして、去年の6月・9月くらいから結論が出ているところもあれば、継続しているところもあるようでございますので、一覧にお示しをしておりますので、こちらのほうも御覧になっていただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

今、事務局のほうからお手元の資料の説明もございましたが、御意見、発言ございませんか。

○委員（宮本明彦君）

資料を頂いて、意見書提出ありと書いてありますけれども、これは私たちが頂いた陳情と同内容ということでよろしいですかね。

○書記（宮永幸一君）

細かくはちょっと確認はしていないんですが、全く同じものもあれば若干内容が違うのものもあるようでございます。逆に議員のほうから意見書の提出があつて、それが否決になったりとか、そういうものもあるようでございます。

○委員（宮本明彦君）

それは、もう一回調べていただいてよろしいですか。私たちもできないことはないんですけども。[「はい」と言う声あり]

○委員（下深迫孝二君）

この表を見ますと、薩摩川内市、ここがまだ継続審査中ということで記載されておりますけれども、やはり一番の問題は、地元の薩摩川内市さんの動向ではないかという気がいたします。3号機について増設というのは、もうほとんどこれからは反対という形を採っていかなければいけないんじゃないかと、私個人的には思っていますけれども、やはり今の経済状況などを見ますと、安全性が確保されたら1・2号機は継続をしていかなければいけないんじゃないのかなと。例えば、10年くらいのスパンで中止をしていくというようなことになるんじゃないかという気がするんですけども。しばらくこれは、まだ継続審査ということで試みてはどうなんだろうかと。薩摩川内市さんの原発の視察とか、我々も1回くらいはやはりさせていただきたいという気もするんですが、ほかの皆様方はどのようにお考えか、ちょっと意見を聞かせていただけたらと思います。

○委員長（常盤信一君）

という意見もございまして、自由討議ですから、もし御意見がございましたらどうぞ。

○委員（久保史郎君）

昨日の報道を見てみましても、この原発は福井県ですか、大飯原発は国のほうが稼働を認めると。また、地元自治体もそのようなことに賛成したようであります。昨年東北震災は、突然の予想し得ない、そういう大事故でありまして、いきなりそれを100%現在のまま全面停止ということになりますと、もう既に各電力会社が示しているように我々九州管内においても10%値上げ、これは単に原発が停止しただけではなくて、昨年まで止まっていた火力発電所等の整備によって、それを使うことが今度は燃料費が、今非常に高騰していることによって上げざるを得ないというような、一部そのような報道等の説明もあつたようでございます。今、下深迫委員が言われましたように、今この一覧表、県内それぞれのこの陳情に対する取り扱いを見させていただきますと、一番おおもとの薩摩川内市が継続をしていると。あるいは否決をしたり、それぞればらばらであるようでありますので、今日のところは若干まだ、しばらくの間は継続をして、当霧島市としても様子を見ていく、そういう時期ではないかと思えます。

○委員（植山利博君）

今回の陳情17号の趣旨が非常に多岐にわたっているというようなことで、この1から4まであるわけですが、その内容については非常に共感を覚えて、重要な支持できる部分もあれば、なかなか現実的にこの趣旨に即した対応はとりにくい部分もあろうかという、非常にそういう多岐にわたっているということがありますし、我々自体ももう少しその多岐にわたる陳情内容について、慎重に審査をする必要があると思えますので、それぞれの項目についてしっかりと検証する上でも、しばらくの間、継続審査とすべきだというふうに思います。

○委員（宮本明彦君）

御三方の御意見については、私も相違はないというところではあります。そういう中で、今後の持っていくかたといったらあれなんですけれども、今、植山委員が言われたように一部の内容には賛成して、

これは意見書を提出できるよねという部分がある反面、これはちょっと載せたら私たちの意図とはおかしくなるよねと、私たちの、今のところは私の意図とはおかしくなるよというのもあるんですけども、そういう場合は委員会としてまずは意見書をこ上げますよということになると思うんですけども、一部採択になるんですか。ちょっとその辺の区分けを、ちょっと誰かお話しただけたらですね。

○委員（植山利博君）

この取り扱いについてですけども、いろんな書物を見てみれば、やはり陳情については採択か不採択というのが原理原則だということは間違いのないところだろうと思います。しかしながら、陳情の全てについて、今、言われたように採択するのはいかがなものかという場合には、一部採択であるとか趣旨採択であるとか、その理由を明確にした上ですべきだという学者の見解があるかと思しますので、それはしっかりと検証した上で、こことこことこはという我々の委員会独自の意見書を作るなり、そして陳情者に対しても明確にこの部分は趣旨のとおり委員会として、もしくは議会として賛同するわけにはいかなかったので、趣旨採択としてこういう意見書を出しますよという手続きをとればいいのではないかというふうに思います。

○委員（脇元 敬君）

今しばらくの間、調査・研究が必要だと私も思います。ただ、薩摩川内市の動向というのが最終的なところなのかなというふうに思っていて、周辺自治体という観点から、薩摩川内市の状況とは若干また内容も、我々の置かれている立場も違うのかなと、霧島市の状況も違うのかなというふうにも思いますので、結論もあまり先延ばしせずに、しっかりと精査をして、この陳情書の中身も修正をするところは修正をし、最終的な本会議に持っていくという方向で私はしてほしいなというふうに思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第17号についての自由討議を終わります。

△ 議案第48号 平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について

○委員長（常盤信一君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案第48号、平成23年度始良・伊佐広域市町村圏協議会の決算の認定について討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第48号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第17号、陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。陳情第17号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、討論に入る前に、先ほど自由討議の中でもいろいろ御意見がございましたが、採決あるいは継続にするかをお諮りしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、この陳情については、先ほどの意見からすると継続の御意見が多いようですが、そういう取り扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、継続という御意見で全会一致のようですので、継続ということで異議がないというふうにさせていただきたいというふうに思います。したがって、陳情第17号については継続審査とすることに決定をさせていただきます。

△ 委員長報告に付け加える点について

○委員長（常盤信一君）

以上で本日の審査が全て終了いたしました。委員長報告については何か付け加える点がございましたら、どうぞお願いします。

○委員（久保史郎君）

この陳情第17号ですけれども、この件について、先ほども同僚委員のほうから話が出ましたように、それぞれ4項目のそういう反対の意見書提出ということで出してあるわけですが、この1行1行について、どこかでこの委員会の中で、きちっとした形である程度の精査はすべきであろうということで、同僚委員との、委員会の委員の皆さん方の意見の一致をどこかで見て、そして最終的に結論を出せるような体制を採っていかないと、やはり継続、継続というだけではいけないんじゃないかと思えます。そこら辺を踏まえて、また委員長報告の中で、そういう意見集約が得られるのであれば付け加えていただけたらと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

継続ということになったわけですが、今、久保委員が言われたように意見集約も大事だというふうに思います。それと、やはり遠い所でもないわけですので、薩摩川内、ぜひ1回行って、いろんな御意見を聞いたり、いろんなことをすることも大事ではないかというふうに思いますので、この議会中でもいいでしょうけれども、また閉会中でもぜひ1回、薩摩川内のほうに視察という形でお願いできたらというふうに思います。

○委員（植山利博君）

この前も委員会で話が出ておりましたけれども、やはりこの原発の陳情を踏まえて、国の今後のエネルギー政策の在り方とか、それから経済産業省あたりのその電力需要の判断の状況であるとか、そういうようなことも、やはりしっかりと検証する必要がありますので、行政視察等を予定していただいて、検証した上で、この審査の結論にそれを反映するような形で行っていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○委員（脇元 敬君）

私も同様の意見ですが、国の動向、経済産業省の動向等も踏まえていろいろと調査をしていただきたいというか、いきたいというふうに思います。その上で、やはり霧島市のエネルギーのビジョンというの、しっかりとこの委員会から、何かしらのメッセージが発せられるように、その上で、この陳情書の採決も行っていきたいなというふうには思っております。

○委員（下深迫孝二君）

本市において、こうして一般質問も済んだわけですが、新しいそのエネルギー政策というのは全く出てこないんですね。だから、やはりそこら辺がきちっとしてないと、今、進出企業さん、やはり今回もエネルギーの問題ではないですが、不景気になってきて230名の早期退職者といったような問題も既に出ています。霧島市で言うならば京セラ・ソニー、こういうところがそういうことになってきましたら、やはり大変なことになるんだろうという気もいたしますので、我々総務委員会でもエネルギー、新市の新しいエネルギーということももう少し踏み込んで市長も

動いていただかないと、全くほかの市町村ではもう始めているのに、まだ霧島市では動いていないということもありますので、そこらも検証しながらやっていかないといけないのではないかと気がいたします。

○委員（宮本明彦君）

今、下深迫委員が言われたように、薩摩川内、原発を見に行くといったら薩摩川内市エネルギー、何かありましたよね、審議官が付いたとか、政策をまとめる部署ができたというようなところもありますから、向こうの市議会のほうが今どういう思いを持っているのかということも聞くのもいいと思うし、あまり聞かないほうがいいよという御意見もあるかと思えますけれども、薩摩川内市のそういうエネルギー政策、何か、ちょっと策定委員会みたいなのがあったと思うんですけども、そういう方々の御意見を聞くのもいいんじゃないかなと思っています。

○委員（植山利博君）

本市のエネルギー政策、これをしっかりと議会として検証していく必要もあるという同僚委員の話ですけれども、当然だと思います。その際に、所管が果たして産業教育のところでエネルギーの議論を一般質問すると答弁をなされるというようなこともありますので、ある意味では合同審査というような形で産業教育と総務と連携をとって、[「環境」と言う声あり]環境が今、何か所管になっているような、環境という視点からのエネルギー政策もあるだろうし、総務の企画という視点からのエネルギー政策もあると思います。だから、そこら辺で合同審査をするのか、もしくはこれは非常に根幹に関わることであるので、議運あたりで特別委員会の設置まで視野に入れて、どちらがいいのか、どうあるべきなのか、そこら辺を腰を据えた議論というのが必要になるのかなという気がいたしますので、ぜひその辺も含めて議運あたりでこの問題をどういう形で真剣に腰を据えて議論をするのか、議運あたりで一つしっかりとらんでいただいて、それでじゃあ合同審査でやるのか、特別委員会まで作るのか、そこら辺を少し議論をしていただきたいというふうに思います。

○委員（脇元 操君）

今、植山委員がおっしゃったのは誠にそのとおりだと思います。このエネルギー問題、いわゆる地熱問題も産業教育でも出てきたんですよ。だから、その部署部署でまた出てくるわけですね。だから、その辺を、いわゆる通しのいいところでやはりもんでいかないと、解決がつかないと思うんですよ。これはこの部門はそっちだ、こっちだと、それならそっちでやりなさいというんじゃないなくて、やはりその辺も意思疎通を図ってやるべきだと。先ほど薩摩川内市がそういう専門官を設置したということでしたよね。新聞等にも出ていましたね。したがって、ぜひ向こうに出かけて行って、向こうの御意見などを拝聴したほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思っております。今回も一般質問等で地熱問題も出ましたけど、明確な答えが出ていないんですよ。その辺もありますので、ひとつ我々は、そんな遠くではないし、風向きによってはもう霧島市も危ないんですよ。その辺もありますし、やはりじっくりとらんで回答を出したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、とにかく薩摩川内市へ向かって行きましょうや。そういうふうに思っております。

○委員（植山利博君）

環境福祉という視点もあれば、今おっしゃったように小水力とか農林水産部の関係が出てくれば産業教育と、出てくるわけです。この原発については、再稼動の問題も含めて、もう本当に県知事の争点にもなっている。国論を二分するような課題になっていますので、霧島市議会としても本当に特別委員会くらいを作ってやる必要があるのかなと。どこの委員会がじゃあ腰を据えてやるべきかという問題がありますので、ぜひ議運でもらっていただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないということですが、今、いろいろ意見が出ましたけど、委員長の報告については、そういう陳情第17号の審査をやはり十分にしておいて、意図的に遅らせるということはないでしょうけど、早めに結論を出すという視点から言うと、薩摩川内市の視察、あるいは国・市のエネルギー政策の在り方

等も含めて、きちっと慎重に審査をしながらしていくべきだと。する過程においては、所管が多岐にわたるといふこともありますので、議運のほうにもボールを投げて、市全体として、議会全体として議論ができないのかも提案をしてみたいというふうに思います。もちろん議運のメンバーもいらっしゃると思いますので、ぜひそのところはしていただければということだと思いますので、よろしいでしょうか、そういうことで。ここでしばらく休憩します。

[休憩 10:06]

[再開 10:10]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど申し上げたことも含めて、また休憩時間等に幾らか意見も出ましたが、そのことも含めて委員長のほうに御一任をいただけるということですのでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査についてはこれまでどおり、項目を「総合的な企画行政について」、「行財政運営について」、「消防行政について」及び「選挙管理委員会、監査委員・公平委員会の事務について」とし、議長に提出をすることについてはよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。所管事務調査の具体的な調査事項等については何か御意見がございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（脇元 敬君）

先ほど出ましたエネルギー関係のことも重点的に、特にこの所管事務のほうで行っていただきたいというふうにお願いします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、それも含めて検討をさせていただきます。日程等については執行部との調整、あるいは委員の皆様方にお諮りをしながら進めたいと思います。以上で本日の委員会の審査を終了いたします。

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

引き続き、総務常任委員会の所管事務調査を行います。今回は、第5回議会報告会の中で出された意見に関する調査をいたしますが、先に危険箇所も地域内に設定された避難所の現地調査を行いますので、ここでしばらく休憩をいたします。

[休憩 10:12]

[再開 13:00]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、防災マップ及び避難所の設定について執行部の説明を求めます。

○危機管理監（宇都克枝君）

それでは、避難所ということにつきまして説明をさせていただきます。現在、霧島市には防災マップに掲載されている避難所というのが全体で 157 か所ございます。その中で、午前中に視察していただきました 3 か所でございますけれども、こういった地域も危険箇所警戒区域に位置する避難所ということで、その対象となる避難所が全体で 65 か所の避難所がそういった危険区域、液状化も含めてですけれども、そういった中に含まれているということでございます。一方、今度作った防災マップのほかに、既に建設部のほうで地震防災マップというのが、ここがございますけれども、この中にも、それぞれ川筋直しとかいうことで流れが変わったところ、そういったところが非常に、開いていただきますと四つ下のほうに並んでいる図ですけれども、その一番右側のところには液状化の恐れということで、今回の東日本大震災におきましても、千葉県とかそういったところに液状化の被害がたくさん出てきております。そういった意味でこの赤色・黄色のところですね、下の右側のところ、川筋直しをして、もともと流れていた天降川の水路というものにつきましては、非常にそういった液状化の恐れがあるということでございます。そういう地域につきましても、液状化の地域には、やはりそれぞれ避難所が設定をされている状況でございます。もともと霧島市のこういった避難所というのは、すでに旧 1 市 6 町のものをそのまま引き継いでいるような状況で、天降川小学校など新しくできた所はまた新たに指定されたところもございますが、それ以外のほとんどの所は、旧態前、その地域の特性に応じた使い方というようなことで、使っているところでございます。全般的な説明は以上です。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮本明彦君）

まず、午前中に頂いたこの一覧表の 76 か所ですね。これから隣接と書いてある所にマルがあるものが 11 か所あるんですね。急傾斜で隣接が 6 か所、土砂災害警戒区域、危険箇所で隣接というのが両方で 11 か所ありますね、これを引いたら 65、ということなんですかね。

○防災G長（石神 修君）

今、宮本委員がおっしゃるように、当初は隣接が入っていない資料を作りまして、それで 65 か所ということにしておりましたけれども、危険箇所区域内に入っていないでも危険の及ぶ恐れがあるということで、急きょ隣接を加えまして、それで 76 か所になっております。

○委員（宮本明彦君）

これで大体わかるようになったなと思っています。そういう中で、耐震のほうは全部行ったということでもいいんですかね、耐震診断は終わったと。そこも付け加えていただけたらと思ったんですけれども。

○危機管理監（宇都克枝君）

避難所の耐震診断の状況でございますけれども、全部で 157 ある内の昭和 56 年以前の建物、これが 73 棟ございまして、昭和 57 年以降、要するに耐震能力のあるものは 84 件ということで、その 73 件が 56 年以前ということで、できていないですけれども、その内の 23 件が耐震の処置が終わったということで、実際霧島におきましては 50 か所の耐震が終っていないという状況でございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、あと 50 も耐震診断を、この後計画を立ててやっていくということによろしいんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

50 か所の耐震処置が済んでいない所につきましては、それぞれの管理が全く違いますので、それぞれ管理している所に、それぞれの予算を確保しながら逐次改修をしていくという手はずになるう

かと思っております。

○委員（宮本明彦君）

大体、目途としてどれぐらいの年数でと。

○危機管理監（宇都克枝君）

50か所の今後、どのような計画になっていく、整備をしていくのかということについては、安心安全課がしていくわけじゃないんですけれども、全体の計画がどうなっていくのかということにつきましては、それぞれの建設部であったり、所掌するところが個別にやっていくということになるかと思えます。ここで何年後にできるとか、そういったことは私のほうでは答えることができません。建設とか関係部が来ていれば答えることができるかと思えますけれども、私のほうではいつまでかというようなことはまだ承知をしておりません。

○委員（宮本明彦君）

そういう中なものですから、一番安心安全の業務をしている安心安全課のほうで、大体どこを目標にしなさいよというのがあって、然るべきかなとも思うんですけれどもいかがでしょう。

○危機管理監（宇都克枝君）

それぞれ部長クラス、それ以上の方々が決心して方向性を出されるのがいいかと思うんですけれども、防災のトップでも特にあるという自負はあまり持っていないものですから、私がこうしろといっても、そういった執行部の中にはあるといっても、いつまでにという方針を出してなんかする立場ではないと思っております。

○委員（宮本明彦君）

そういう目標を決めるというのは、どこがやる部署と考えたらいいですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

それは、庁議の中で予算のこともございますし、あとそれぞれ建設部、基本的にこういった防災行政というのは総合行政でありますので、それぞれ単一のその防災のソフトをメインに扱っているところが指導的ということもあるかもわかりませんが、今の段階ではそこまでできないのかなと思っております。庁議の中で、そういった市長を交えた中で、具体的な計画を、耐震のことであれば、耐震のプロパーが揃ったところの中で、どうすべきかというのは話し合うべきだと考えております。

○委員（宮本明彦君）

最後ですけれども、行財政の委員会のほうでも、例えばストックマネジメントはどこがリーダーシップをとっているんですかといったら、やはりないといえないんですよ。やはり庁議でという話になってしまうんですよ。ですから、本当にこの事業をどこがリーダーシップとってやるのか、安心安全この防災、具体的には耐震強度の診断という話からでしたけれども、本当は山口部長がおられたところとか、話をしたほうが良かったんでしょうけれども、ただ本当にこういったことを市としてやっていくという場合に、どこかがリーダーシップを取らないといけないというのは思いますので、ちょっとその辺はまたもんでいただければと思います。

○危機管理監（宇都克枝君）

今後の課題としまして、どこがそのリーダーシップをとっていくのかというようなことも含めまして、またそれぞれの防災に関わるそういった権限とかありますので、そういったところも含めまして今後検討させていただきたいと思えます。

○委員（久保史郎君）

何点かお伺いいたしますけれども、まずこの157か所のそういう避難所を決めていらっしゃるわけですけれども、それぞれの157か所については、周りの環境とかそういうものを今、宮本委員のほうから話がありました建物自体のそういう耐震性とかそういうのを含めて、間違いのないという形の中で、ここに避難させたら大丈夫だという下で、この157か所は決められていらっしゃるのかどうか。あるいはまた、これは各地域の旧市町村ごとに、その地域にはこの場所がふさわしいからただ出てきたのか、そこら辺はどうなっているんですか。全部調査されたのかどうか。

○防災G長（石神 修君）

市全体の避難所につきましては、避難所カルテというものを作りまして、その施設がどういう設備があるのか、どれくらいの広さなのか、どれくらいの方を収容できるか、駐車場があるか、そういった建物とその周囲の環境も含めて、カルテのようなものを作っています。それに基づきまして、こちらもこの地域の方をここに避難してくださいということで、避難所ということで指定をしております。

○委員（久保史郎君）

今日見させていただいた、大廻り地区のあの公民館ですね。現場でもちょっと指摘して、横に川があるから問題ないということだったんですけども、そのような地域も、一時間当たり 100 ミリぐらいの雨が降った場合には、直接その避難所が、流れ込んだ豪雨等で被害を受けるというような場所はもうないということによろしいですね。

○危機管理監（宇都克枝君）

100 ミリの雨、雨の降り方も一時間雨量 100 ミリが均等に降る場合もございますし、最近の地球温暖化によって降り方が全然、雨の強度が違ってきております。最初の 10 分間に 100 ミリ降る場合だってあります。それでも時間雨量 100 ミリという表現になるんですけども、要は降り方が全然違ってきております。そういったことで深層崩壊が起きたりしているというのが現状ですので、今後安全かと言われれば、安全ということはずいぶん言えません。それぞれ危険箇所でない所であっても壊れる所があると、我々は危惧しておるところです。なぜかといいますと、この霧島地区におきましては、それぞれシラス台地でありますし、元々水を貯め易い、急に流れ出すと、そういう特徴もっておりますので、危険箇所点検をした所以外の所がその年の風水害で壊れたり、学校の跡地で車が埋まったりもそうですけれども、そういうふうに予期しない所が壊れるというようなことで、安心だというようなことは一つも思っていないところでございます。

○委員（久保史郎君）

今、私が指摘するのは、この中で学校関係、平地にあるそういう所はほとんど問題ないと思うんですよ。福山総合支所も見させていただきましたけれども、大雨が降ればあそこ横はすぐ川になると、用水路の上を流れるということと言われるわけですので、そうしますと、特に大廻り地区の所はすぐ上がお墓ですよ。避難所に避難していたのに、そこで被害を受けたというようなことは、そういう場所はある程度霧島市内の中でもこの 157 か所の中では限られてくると思うんですよ。崖下にそういう避難所があるというのはですね。やはりそこら辺は、他のこの 157 か所の中でもある程度は絞って、そういう危険性をやはり総合的に予知したところまで、もう 1 歩踏み込んで対応策を。昨年の大震災を受けて緊急にされたんですから、急激に別な所に施設を作るということはできないと思います。できないと思うのであればあるほど、本当にそこら辺は大丈夫なのかということは、市民を守るという観点からも限られた区域、特に崖下などにあるような避難所の場合は、再度確認をやはり、上流の上のほうからでもしておかれる必要があるんじゃないかと思っておりますけれどもいかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

全く議員の言われるとおりだと思います。そういったことで、603 箇所ありますこの広大な霧島市の状況を、本庁だけで把握することは到底細かい所までは無理なことだと思っておりますけれども、それぞれ総合支所がございまして、それぞれの支所のほうで、地元をよく理解されている、地元の状況がわかる人が、実際その通りやってもらっているんですけども、その中でも今後更に精査をしていただいて、そういった避難所の適地、不適地、そういったところをもう一度検証してもらいように進めていきたいと思っております。

○委員（久保史郎君）

もう一点は、この 157 か所のすべてを示したのはもらっていないんですけども、この他に民間の大きな施設等がございまして。この大きな施設等は、それぞれ避難所として入れていらっしゃるのかどうか。ご協力を頼まれて、市のほうから。例えば、大きな集会場とか体育館とか持ったりした

民間の企業があるわけですよね。そこら辺はどうなっているのかをですね、避難所として、市としてはお願いをしていらっしゃるのかどうか。

○危機管理監（宇都克枝君）

ただいま指定避難所になっています民間施設は2か所ございまして、一つは牧園の高千穂地区のホテル、もう1か所は妙見地区の旅館ということになっております。それ以外で、民間施設で避難所に指定している所はございません。

○委員（久保史郎君）

万が一、そういう避難をされた住民が一番困るのはまず食料ですよ。それから寝る所ですよ。宿泊、あるいは、そこら辺まで考えていらっしゃると思うんです。例えば、こちらのほうでは嘉祥園さんですか、国分。それから隼人のほうではみゆき苑さん。そういう所は大きな集会場を持っていらっしゃるんですよ、各施設があるところは。だから、そういう所は食料品なんかもほとんど備蓄もしていらっしゃるし、避難された住民の皆さん方に安心してもらえるような施設があるんですけれども、市としてはそこら辺を民間にご協力をお願いされるつもりはないんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

備蓄食糧関係につきましては、現在、市が持っているのが16,662食保有しております。何かもし、基本的には3日分ということで、食糧避難する時には水と食糧というふうに、出前講座の時なんかはお願いをしているところなんですけれども、基本的にはもし何かという時には、それぞれ総合支所にありますこういった非常用食を持って当初は対応したいと思っております。また水も断水しましたら、3台ほど給水車ございまして、9,200枚ほどのポリ容器、そういったものも備蓄しておりますので、そういったものを使って給水、食料の、支援そういったものは可能かなと思っております。ただ議会でも報告させていただきましたとおり、流通備蓄ということもございまして、それぞれ地元のスーパーマーケット、そういったところと協定を結んでおりますので、そこにある生鮮食料品、そういったもののパンとかそういったものも支給できるという体制ができておりますので、そういったことで対応していきたいと。また孤立集落というようなことで、もしどうしてもできないというような状況でございましたら、それは自衛隊に災害派遣を頼んで、空輸なり何なりして現地のほうに、そういった食料を届けてもらうということで最終的には考えております。民間施設を、そういった地元の要望なり、そういった提供がございましたら、もし使えるものであれば市でも指定をさせていただきたいと思っております。

○委員（久保史郎君）

なぜ、そう言ったかというのと、その施設の方からそう聞いたんですよ。うちなんか大きな集会場的なものがあるのに、市のほうとしてはそういう避難所としては何も言ってきてないよね、という話。当然そういう話があると、いろんな協定を結ばなければいけないと思うんですよ。ですから、向こうがそうやって、万が一の場合は受け入れでもしよるかという気持ちがあるみたいですので、であればそこら辺を、やはり大きな集会場を持った所は100人でも200人でも収容できるわけですので、合せて介護施設なんかを持っていらっしゃる所は、必ず食料品も結構持っていらっしゃるわけですよ。その入所者に食べさせる分だけでもストックはあるわけですので、今、危機管理監が言われるように一週間、二週間の避難された皆さん方に食料を与えるぐらいのストックがあると思うんですよ。市があえてそういうのをストックしなくても、その分に関してはですよ。そうすると、市としても非常にそういう形で、多くの人を受け入れることができるということになりますので、協力いただけるのであれば、やはりこちらのほうからお願いに行かれて、現場を見せていただいたり、そういう相談ができないのかと、やはり声を掛けたほうがよろしいんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○防災G長（石神 修君）

今おっしゃるように、こちらにも最近、民間施設からうちを避難所に使ってもいいですよというお声が掛りまして、早速私も現地を見させていただきまして、どのような御協力がいただけるのか、ずっとお話を伺って参りました。ただ、地理的に後が急傾斜であったり、前が川であったり

ということで、指定避難所というところまではちょっと無理があったんですけども、あとは緊急的な避難をされてきた方、あるいは大雨とかじゃなくて、火山噴火とか地震とかそういったことで、その施設が安全に使えるような状況であれば、いわゆる災害時要援護者、こういった方々の受け入れをお願いしたいということで、お願いして参ったところでございます。今後もそういった受け入れできますよという所があれば、こちらとしましても御協力いただけるようお願いする所存でございます。

○委員（久保史郎君）

今、危機監のほうからのいろんな説明を聞いておりますと、今回の東北の大震災を踏まえた時に、万が一ない事を祈りますよ、我々は。あるいはないと思っていますけれども、あれがあった場合には、この市庁舎があるここら辺も浸かるんです。特に低いんです、ここは。元々川跡と言われるぐらいの低い所であって、敷根の下井じゃなくて、あそこら辺は普通の台風なんかでも塩水が入ってくる程度の低さですから、あれとほとんど変わらない位置でここまできていると思うんですよ。そうしますと、この市庁舎を中心とした所の救助活動なんかを組んでおられますと、ほとんど動けないと。あの震災でもそうでしたがね、役場まで全部被って、町長以下全部亡くなるというような被害が、あれは想定してないわけですから、ですからそこら辺を、ある程度あれを教訓にして、この市庁舎が使えなくなった時にはどうするのかというような形の想定以上のものを組んでいて、それ以上の被害がなければそれに超したことはないわけですので、そこら辺までのやはり考えを是非とも取っていただきたいと思います。そうでないと、被害があってから想定外でしたですまない問題でございますので、やはりより大きな想定をしていて、あるいは地震であろうとその津波であろうと、噴火であろうと避難をさせてですね、何もなければそれに超したことはないんですよ。何もないうつもりで避難をさせないでいて、災害に遭うよりは、例えそれが万が一に何もなかったのに避難をさせてしまったと非難を浴びても、みんなが助かっているわけですから、私はそのように思っていますが、危機管理監はどのように思っているのかお聞かせください。

○危機管理監（宇都克枝君）

議員のおっしゃられるとおりで、東日本大震災、千年に一回ぐらいの大きな地震が起きたわけですけども、2万人ぐらいの方が亡くなったと。その前にも、明治三陸津波ということで2万5,000人ぐらい亡くなっているわけです。そういったことで、津波にしましてもそうですし、この前は竜巻ですね、こういったものも起きて中学生が亡くなっているということで、災害というのはどこで何が起こるか分からないというようなことですので、災害想定をするということになりますと、ハード、ソフトどちらともやはり重視していかないといけないとなってきますと、そのハードの話になると天文学的なんですね。要するに財政負担が生じるというようなこともありますので、基本はやはりソフト対策しかないのかなと、目先の当面の対策として。そういったことで、ソフト対策でいかに避難をしてもらうかということに重点を置いて今、対応をと言いますか、市民の方に対応を取ってもらうということで努力をしておるところでございます。今後また台風4号だけじゃなくて5号もまた発生しまして、更に梅雨前線に掛ってくるというようなことで、当面ですね、19日20日22日は今週いっぱい、この後も続くと思っておりますけれども、今まさに災害の時期に入っております、どんな災害が起きるか分からないと言うような状況でもございますので、日々枕を高くして寝られるような状況にはないというのは重々承知をしております、その中で最大限の努力をしていかなければならないと思っております。

○委員（久保史郎君）

もう一点だけですね。これは別に執行当局だけの問題じゃなくて、我々議員も同じ立場に立って取り組まなければならない問題でございますので、今、るるお話しているんですけども、もう1点、管理監が示された、今作っているこの標高の高さのこの指示ですね。鹿児島市内なんかもちこちで作ってあるんですけども、作ってくださるのは非常にいいと思うんですけども、やはり行政がされるのはここまでかなと思うんですね。というのはなぜかという、高さはわかっても、どこに逃げたらいいのかわからないのが、ほとんどの市民だと思います。ですから、本当は避難誘

導道路までここで、大体こっち側が高いんですよ、こっち側に逃げてくださいという、矢印でも何でも入れてもらえたら非常にありがたいと思うんです。実は、こういう例がございます。平成5年でしたか、大水害が起きた時です。私は10号線の天降川沿い新川橋の横に住んでおりますから、当時はこの橋が低くて、今より2m以上低かったです。私どもはちょっと個人的な話になりますけれども、ちょっと出掛けておまして、娘が一人残りました。一緒に行かないと言ったものですから、高校生の娘が。そしたらあの豪雨ですよ。それで電話をしたら、川が溢れそうだと。私は避難をなさいと言ったんです。もう橋の上を越えると。どこに逃げるのと娘がいうわけです。私は、これは市民の一貫した、そういう気持ちだと思います。高さは5mだとわかっていても、どこへ逃げたらいいかある程度示していただかないと、一般の人は迷うと思うんです。5mというのが分かっても。ここには書いてある、高いところに逃げてくださいと。だから、やはりその地域によっては、ある程度逃げる方向性を示していただかないと、大震災もそうでしたがね、道路の横のほうに逃げて行って、車で逃げて車が渋滞で追いつかれて、亡くなったという方がたくさんいらっしゃるわけですから。もし良ければ、そういう形で、矢印だけでも高いほうへの、そういうのを入れてもらえたらですね、何もわからない人も、いざという緊急の慌てた時には矢印のほうに、たぶん私は高いほうにいてくださると思います。ただ5mだけではどこへ逃げたら分からないというのが、大半の市民の思いじゃないかと思います。そこら辺はいかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

全く議員の言われるとおりで、今、当面の目標としては、標高だけでも早く示さないといけないということで、バタバタやっているわけですがけれども、将来的には、将来というのでもそんな時間は置けないわけですがけれども、そういった避難する方向、例えば城山方向とかですね、そういった高台に少しでも、津波テンデンコというような東北では言い伝えがありますけれども、そういった形で示せるような方向で対応していきたいと思えます。

○委員（仮屋国治君）

確認の意味で、基本的なことをすいません。一次避難所と二次避難所の違いを教えてくださいませんか。

○防災G長（石神 修君）

一次避難所といいますのは、まだ避難勧告等が出る前に、住民方々が自主避難をするそのような場合で、比較的人数の少ない時ですね、そういう時には近くの公民館等の一次避難所をご利用いただきたいと、これが災害が大きくなりまして、多くの方が避難するようになりますと、小学校の体育館とか、そういった所の二次避難所に避難するというようなことで区別しております。

○委員（仮屋国治君）

この辺の区分けを、もう少し詳細にされていく必要があるのではいかなと言う気がするんですよ。防災マップを見ますと一次、二次というのを書いてありますけれども、じゃ市民のどれだけがこのことを認知しているのかどうか、だから、そもそもこの所管事務調査は、4月15日の自治公民館長会でのある方からの質問を発端にしているんですけども、あの時、小野公民館がその急傾斜でしたかね、危険箇所と同じ所にあるがどうなっているんだと、それから返事がないということを議会報告会で言われて、今日に至っているわけですがけれども、担当課ではここにどのようにお答えをなさるつもりなのか、されたのかお聞かせいただけませんか。

○安心安全課長（酒元 博君）

当時、隼人の館長会で、小野の館長さんが発言をされたことだと思いますけれども、土木課長がその時に答弁されて、後ほど報告します、連絡しますよというようなことだったと思いますけれども、その後課長のほうで館長さんに連絡をされて、昔のこと、いろいろ経緯があつて、ああいう所に一緒に立てたんだよということで、隼人のその視察をされた小野の地区公民館ですね、あそこの経緯をいろいろ話をされて、納得しましたというようなことで、馬場課長のほうからそういうふう聞いたところがございますけれども、納得されたということで理解をしております。

○委員（仮屋国治君）

経緯を納得されたという問題よりも、住民の方が不安に思っているのをどう解消していくかというのが、私は問題ではなかろうかと思うんですけれども。そういう意味で、今日いただいた資料で一般質問でも33か所という地域を答弁なさっておられますけれども、地域的に見ますと、横川の一地区ですか、それから牧園方面、それから中福良妙見方面、小野方面、それから福山地区と5か所か6か所かだと思えるんですけれども、これはやはり特定地域ということで、防災計画の指針を見直されるべきだと思えるんです。一次避難所に対応できる災害はここまで、二次避難所に対応できるのはここまで。それで、地区によっては二次の避難所がない所はどうするかといったら、やはり避難施設を作るといふところまで踏み込んでちょっと地区的に話し込んでいただいて、住民の皆さんに安心していただける対策を採らないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○危機管理監（宇都克枝君）

この避難所に関しましては、元々一次避難所、二次避難所という指定の仕方もそうですけれども、元々は広域避難所とか行政上は違う表現を使っている所もございます。そういった中で、それぞれの自治体が、そういった一次とか二次とか自分で意味を決めて作っておりますけれども、今後その避難所のあり方、一次で間に合わない時は二次という考え方がいいのか、それとも更に本当に避難が必要な所要があって、それに対してどのように総体的に全部収容できるような体制を作っていくのか。それに必要であれば、更に新たな避難所の建築とか、そういったところの視点を踏まえて、今後全体的に、避難所に関しては全体像をちゃんと将来を見据えて、また取り組んでいかなければならないと考えております。

○委員（仮屋国治君）

そのようにぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。私どもも2、3回こういう話を聞かせていただいて、はじめて小野公民館では大きいのが来た時には耐えられないけれども、まだ小学校があるからそこに移動すればまあいいんじゃないかという感覚がありますけれども、災害によっては小野小学校でも駄目なのはないのかどうなのか、そうした時に先ほど久保委員がおっしゃったような民間施設と協定を結んで、地域の防災計画の指針を立てていくということが絶対必要だと思いますので、お忙しいでしょうけれども、一つ一つ解決をしていっていただきたいということで要望しておきます。

○委員（植山利博君）

今、仮屋委員のほうからもありましたように、今回のこの現地調査になった経緯というのは、議会報告会の中で、隼人の小野と福山でこういうご意見があったということ踏まえて、現地調査をさせていただいたわけですけれども、やはり館長さん自信とは土木課長が話をされて、本人は経緯については理解を得られたんでしょうけれども、他の地域の方々もいらっしゃるわけで、あの光景を見た時に、やはり避難所のすぐ直近の所に急傾斜危険地域というような表示があることは、普通に考えればちょっと奇異な感情を受けるのは当然でありまして、そこら辺の配慮というか、住民の方々にもそここのところしっかりと、説明責任を果たしきる必要があると思うんですよね。ですから、まずお尋ねしますけれども、避難所を設置する時に住民の方々との意見交換であるとか、ここを指定しますよということについて、住民の方々との事前の調整なり、協議なりはされた経緯があるんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

私も18年から勤務しているわけですけれども、それまでにこの避難所どうこうというような話ですね、そのまま引継いだということで伺っておりまして、特にその、私自身、新市になってから住民の方々との避難所どうだこうだという話はなかったと記憶しております。

○委員（植山利博君）

先ほども出ましたけれども、地域がやはり限定されているわけですよね。この危険地域と避難所がある地域というのは小野であつたりとか、小野の野久美田・清水線のあの沿線沿いもほとんど急傾斜地です。妙見であるとか福山の一部であるとか、そういう何箇所かに限って、どこに避難所を設置して、その地域のどこに設置してみても、そういう急傾斜地の所に設置をせざるを得ないとい

う地域はある程度限定される。であれば、その地域の皆さんと、じゃあ本当にどこがこの地域で一次避難所とするにはどこが適地なのかということと協議をした上で、ここ全体は危険地域だけれども、この中ではここだよねというお互いの共通理解の上で設置をする。例えば長浜のあの辺も、どこに避難所を作ってみても危険地域だと、10号線もどこで寸断されるかわからない。その上でも、やはりこの地域に避難所は必要なんだから、一次避難所はやむを得ないけれども、ここしかないよねという所は、行政が設置する所を住民の方々と共通理解の上で設置をするということでは、なかなか理解を得られない。それと、災害の種類に応じて、例えば大雨が降って崖が崩れるような状況の時には、ちょっと斜面のすぐ直近の近くは駄目だと。だけど津波の場合は、山手の側の所のほうがいいわけですから。だから災害の種類に応じて、一次避難所がこうあるべきではないですか。例えば福山だったら、あの海岸べたのちょっと低い所でも、雨に土砂崩れに災害に対してはこっちのほうがより安全性が高いですよ。ではここにそういう災害の時の避難所を設置せざるを得ない。だけど津波だったら海拔0mに近いわけですから、ここよりも急傾斜地だけれども、山手側のほうがいいですよという、今後やはりそれぞれの災害の形態に応じて避難場所、一次避難場所の適地というものを、住民の方々とコンセンサスの上に設置をしていくというようなことが今後は求められているのではないかと思うんですけども、いかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

議員の言われたとおりで、それぞれの避難所もその災害によっては全然駄目な所も、津波に対して全然駄目な所もございますし、また、逆にそういった崖下ということで使えないような所もございます。そういった意味で、災害が違えばまた使えるというようなこともございますので、それぞれの災害の種類に応じたその適地といいますか、適した避難所というような表示等も含めまして、今後の課題として対応していきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

今、その災害の種類については言われましたけれども、私は何よりも求めたいのは、危険地域の一定のゾーンの中では、住民の方々の相互理解の上で設置をするということは非常に重要だと思うんですけども、いかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

住民の方の意見も、非常に大事というよりも、住民の方に決めてもらわないとですね。というのは、DIGというようなことで、ディザスター・イマジネーション・ゲームというような手法がございまして、行政が全ての避難経路から何から決めるというのは、物理的に不可能でございます。そういった意味で、それぞれの地域の、例えば議員さん方がおられるところであれば、議員さんが長になって、この地域はどのようにして避難の在り方を考えるべきだというようなことを、逆にですね、提案をしていただいて、避難所はここが適地じゃないか、避難経路については川が通っているとか、そこを横断しては駄目だとかですね、もしくは崖下の所を避難経路にしてはだめだというようなことで、そういった自分のまちはどういう所に危険があるのかというのを明確にさせていただいて、避難の時にはこっちに逃げようとか、そういったものを普段から地図を作っておいて、その地図を共有すると。そういったことで、個別にその地域の自主防災なり、何なりを活性化していかないと、これだけの広い地域を行政だけというのは、なかなか困難だと思っております。そういった意味で、今後の大きな課題としては、そういった個別の地域のコミュニティー、そういった力を使ってやっていくしかないのかなと思っております。

○委員（植山利博君）

あらゆる災害を想定して、ハード面を整備するとなると、今、危機管理監が言われたように天文学的な数字の財源が必要になるわけです。ですから、やはりその地域の自治会の総会とか様々なそういう機会を捉えて、以前は消防が出て行って火災のいろんな啓発の事業をやっておりましたけれども、それぞれの災害に対応した、地域のその特定の地域がどう対応すべきかというようなことを、膝を詰めて協議をする、意見交換をする場を作る、そういうシステムを立ち上げるべきだと求めておきたいと思っております。

○委員（久保史郎君）

ちょっと2点確認をさせていただきたいんですけども、1点目は、天降川小学校ができて、こちらのほうも二次避難所としてのそういう使用をするという返事を頂いたことがあるんですけども、この中には載っておりませんが、これはどこか別のほうには載っているんですか。別なほうには載っているということでもいいんですね。ただ避難所としてのいろいろ災害等の。

○防災G長（石神 修君）

既に指定避難所ということで、平成22年度学校開校と同時に指定いたしました。今現在、地域防災計画にも掲載しております。また、こちらの新しい防災マップにも掲載を終えております。

○委員（久保史郎君）

もう一点だけですね、実は以前、この災害が起きたときに、避難をされた住民の皆さん方に、自主避難をされたときには地域の人たちのそういう炊き出し等はしないということで、非常に問題になったことがあったんですよ。そこら辺はもうどうになりましたか、その後検討されてですね。やはり自主避難をしてもらったら、行政にも迷惑を掛けないわけですから、なおかつそういう人たちのやはり食事くらいは、例え危機管理監の責任においてでも出して、きちっとその人たちの生活を守ってあげると、生活というか生命をですね。そこら辺は必要だと思いますけど、何か検討された経緯があればそこら辺も確認をしておきたいと思います。

○危機管理監（宇都克枝君）

平成18年の多分、風水害のときだったと思いますけれども、その後緊急防災会議というのを開きまして、住民の方々に対する食料支援はどうあるべきかということで、当初はいろんな新聞記事が載りまして、支給したらいけないとか何とか出たとかそういった話もございましたけれども、基本的にはそういった、逃げるときにその3日分の食糧、そういったものが準備できない人に対しては市が積極的に支援をして、かき集められるところからかき集めて、非常食も準備しておりますけれども、そういった形で支援をするということを基本にしております。

○委員（宮本明彦君）

何点かちょっとあるんですけど、まずこれが、私が自治会から頂いたマップなんですよ。国分の3なんですけれども、それと、今日頂いたのと若干様式が違うんですよ。これは国分と隼人、福山だから違うのか。これが古いから違うのか。要は、国分のものには2mとか5mという色分けが入っていなかったりするんですけども、ちょっとどれが一番新しい様式なのかというのをまずはお知らせください。

○安心安全課長（酒元 博君）

今回出した防災マップですね。1回目に出したのが平成19年の3月でした。5年ぶりに作成し直したということで、全般的には東日本大震災を受けて、内容の見直しをいたしました。記載内容の更新をしましたということで7万7,000部、霧島市を23分割して、それぞれの地域にお配りしております。改善点としましては、沿岸部の避難所、それから学校施設等及び主要道路、堤防高の標高を表示しました。そして、標高2m以下及び5m以下の地域を着色いたしました、ということです。それから、平成5年災時の天降川流域の浸水実績を表示してございます。そしてまた、裏面に防災啓発情報、その欄に火山災害や津波に関する情報を追加したというようなことで、前回とはちょっといろいろと先の大震災を受けて内容の変更をしましたというようなことです。

○委員（常盤信一君）

したがって、今、提示をされた分が新しいものなのかどうか。様式や形式が違うようですということですが。

○危機管理監（宇都克枝君）

今、宮本議員が示されておりますその地図は、古い地図でございます。その青い浸水想定域がありますけれども、それは県が実際、天降川の何箇所かが破堤をしたら、そのような浸水になるだろうというシミュレーションでございます。今回、新しく作りました国分地区の防災マップにおきましては、平成5年災のときの浸水実績図です。実際に浸かった所がピンク色のエリアで表示をされ

ております。その実績図を作ったのは、鹿児島高専の疋田教授です。疋田教授の研究グループで学生と自治公民館長宅を夏の暑い時期に回られまして、実際その当時はどのくらい浸かりましたかというのを実際聞いて回られてできたのが、今回作った新しい防災マップに載っている平成5年の浸水実績図でございます。なおかつ、今回は東日本大震災もあったので、そういった2m、5m、どのくらいの地域まで、例えば2m、標高ですね、ある程度海岸からどのくらいの標高なのかというのを知っていただくために、もし津波、津波という想定ではないんですけど、海岸からの標高がどのくらいあるかというのを着色をして示したのも、今回の新しい地図でございます。

○委員（宮本明彦君）

分かりましたと言うしかないんですが、実際、これを頂いたのが1年くらいの間だったと思うんですよ。ですから、その後もし出されているんだったら、またこれは個別に国分のまちは新しいのを配ったのか、古いのを配ったのか、ちょっと別途ですけれども確認をさせてください。それから、先ほど久保委員がおっしゃられた民間へというもので、私の工場の近所は山下という地区があって、基本的に上小川の所からなんですけど、やはり山の手の駐車場を津波のときには使わせてもらっているんですかとか、そこに避難していいんですかとか、あとほうちなんかだったら寮があるんですけども、寮を使うことはできないんですかというようなお話がやはり来ています。ですから、ほかの地域でも、やはり久保委員が言われたような、反対にあそこに寄せてもらってもいいんですかという声もいろいろあるんじゃないかと思います。私も本当は、そういうことを市のほうに上げないといけませんけれども、まだうちがどうするかこうするかというのが決まっていなかったものですか、あまり発言はしたくなかったというところもあります。ですから、もう一回、その辺は市として本当にどういうお考えなのかというのをまとめていただけたら、こちら動きやすいということでもちょっと御理解をお願いしたいと思います。それから、1回お電話では言わせていただいたことがあるんですけども、ちょうど新町でしたか、新町公民館、新町でよかったかな、ですね、いかりクリニックさんとかある所ですね、県道472号を抜けて行って森整骨院のあその所ですか、今日あったように避難所の看板があるんですよ。新町の公民館はこっちですよみたいな。あれを左に曲がっていったら、あとどこに公民館があるか分からなかったんですよ。ですから、幹線道にそういった避難所の看板を作る、付けるというのはやはり観光客も多々ある霧島市にとっては特に重要なことだと思いますので、特にと言ったらあれですけども、牧園辺り、霧島辺り、隼人の妙見の辺りという所は避難所がどこなのか、観光客にも分かるような表示の仕方をお願いしたいものだというふうに思っています。それからもう一つ、今日、福山のほう、行かせていただいて、やはり先ほど植山委員のほうは下場の海岸べりに作ってもいいんじゃないかと、土砂災害を考えたらというのもおっしゃられていましたけれども、私はやはりそのほか避難港といたらいいんですか、やはり地区の住民の方々にどこに集まって船に乗るんだよとか、どこに集まったら船が来るからねとか、そういう相談もぜひあっていいのかなと思っています。結局あの辺の方は道路が寸断されたら、もしそういった土砂が落ちてきて道路が寸断されたら、結局のところはへりか船でということになりますので、だから船に乗る場合はどこ集合ですよというようなことも、市のほうできちっと段取りをとっていただいと申したらいいんですかね、そういうことまで頭の中に入れておいていただけたらと思います。

○危機管理監（宇都克枝君）

まず、今後いろんな情報を集めるようにしまして、どんな要望があるのかというようなことも、市民の方々の意見も収集できるような体制といいますか、そういったものも作りながら、今後どうして避難所を運営していったらいいのかというような視点に立って、また新たなそういった考え方をまとめていきたいというふうに思っております。また、案内看板につきましても牧園地区にも何箇所か立っておりますけれども、そういった観光施設、そういったものも観光地であるというようなことも踏まえまして、適切に配置をするような対策をとっていきたくと。もう一つの三つ目の避難港ですね。孤立集落というのが66か68か所ですね。多分漁港については2か所くらい孤立化する恐れがあるというような所もございます。そういった意味で避難所に限らず、そういった集落に

つきましてもいろんな課題を抱えておりますので、避難港をどうするかというようなことも含めまして、今後はそういった避難の体制、そういったものも抜本的に見直さないといけないという認識は持っております。

○委員（脇元 操君）

先ほどから小野校区の急傾斜地の問題等で、公民館長（自治会長）さんからいろいろと意見を言われたということなのですが、当時、8年前ですよ、危ないということで工事を要請しまして、砂防ダムが完成したわけですね。そのあたりのことも、住民の方は知っていらっしゃらないと思うんですよ。今、現の公民館長（自治会長）さんは町議だったから、恐らく知っているんですよ。だから、そのあたりもあって植山委員も知っていると思いますよ。だから、したがって、隼人の方々も4人、酒元さん、いらっしゃいますけど、そういうくんだりも住民の方にやはり知らせる場合があるんじゃないかなと思うんですよ。でないと、知っている人は知っている、全然住民の方は知らない、そういう、これは立派な砂防ダムですよ。だから、すごいことが起こって、県のシミュレーションをしたら全滅だということで工事に着手したわけですよ。その当時、着手するとき説明会がありまして、全体的な公民会長（自治会長）さん、各地区の公民会長（自治会長）さんが来ましたかね、欠席者も多かったんですが、そこで説明があって着手したわけですが、いろいろとあの辺りは小さな河川、何本もあるんですよ、何本も。だから、一番危ない河川の上のほうを、上のほう、砂防ダムを建設したわけですね。だから、そのくだりを、恐らく知っている人は知っているんだけど、あの周りの人は知っているけど、全体的には知らないと思います。したがって、危険な場合は（株）野元もあります、避難場所はですね。だから、今の公民館より小学校より、私は（株）野元のほうが安全じゃなかろうかという思いがあるわけですよ。民間企業のそういう避難場所をやはり設定して、今後お願いしたほうがいいかなと。ということは、まず県の試験場がありますね。あの上に朝日地区からの林道があるんですよ。側溝の捨て水が6門あります、6門。すごいです。雨季になるとどんどん流れてくるんですよ。だから、そこあたりを見ると本当、もしもこれが土砂が始まったらどうなるかなというようなことなんですよ。そのくだりを私が写真に撮って、旧隼人町の耕地課、土木課に行きました。また、何で行ったかという、そういうあそこは中福良というんですけど、小野の方々から要請があったんです。危ないと。何とか考えてもらえないだろうかということがありまして、いろいろ検討して、やったのが、その砂防ダムが完成したわけなんですよ。全体的に小野校区の人は知らないと思う。分かっている人はごくわずかですよ。その辺もしっかりともう、地域全体に皆さん方に知らせるということをやらないと、ただいきなりどうこうじゃ分らないと思いますよ。そういう、見てもらえば本当最高な砂防ダムなんですよ。そういうことです。その辺を、避難場所がさっき出ましたので、久保委員さんがおっしゃいましたので、私はよく考えてみると、やはり（株）野元、あの辺が一番安全場所だということでございますので、その辺りも考慮してください。よろしく申し上げます。

○委員（久保史郎君）

ちょっともう一点確認させていただきます。例えば、先ほど宇都危機管理監が言われましたように、ある局地的な、あるいは総体的でも結構なんですけれども、避難箇所なんか集中的な豪雨、あるいは風水害のそういう被害等が出ようとしているときに、市当局からはどのような連絡体制で地元住民に避難指示を出したり、そういう体制になっているのか。そこら辺もちょっとお示ください。

○危機管理監（宇都克枝君）

住民の方々にその避難勧告、避難指示を出す手順といいますか、基本的に災害対策本部を設置しまして、その中で市長の権限ということで、要するに住民の方々に避難しなさい、もしくは避難準備情報からいろいろ始まりますけれども、そういったことを決めて、それを防災行政無線、もしくはない所は公民館長さん方にファックスで送ったり、電話をしたりというようなことで流しているところです。現在、防災行政無線を今、設置しているというような状況でございますので、これができましたら、各総合支所にもストレートで伝わりまして、そこからそれぞれ流していただくとい

うこととなります。対象が、その何世帯、何名というようなこととなりますので、地域単位でなりますので、あとは具体的な、直ちにとか、いろいろ段階を追って示していくこととなります。

○委員（久保史郎君）

防災行政無線がそれぞれ設置されていくわけですけれども、そのカバー率とあわせて、100%聞こえない所があったりすると思うんですよ。それは、あわせて地区自治公民館長さんたちにはそういう連絡をされるという、2段階でされるということの捉え方でよろしいですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

防災行政無線が通じる所は防災行政無線で伝達をし、それがない地域につきましてはそれぞれの伝達系統にしたがって、例えば総合支所からそれぞれの自治公民館長さん、それから自治会ということで流れていくと。ある所はそれで、マイク放送なり何なり個別受信機なりで放送しますけれども、基本的にはそういった市の避難勧告の避難指示は、そういうことで流します。それが通じないような地域につきましては、それぞれの地域から拡声器のついた広報車、そういったものを巡回させまして避難を呼び掛けるということになります。

○委員（久保史郎君）

ちょっと確認しますけれども、今、外のほうに外部スピーカーを付けられますよね。あれは100%カバーできませんよね、どちらかと言いますとですね。特に、台風とかそういう災害等があるときには、往々にして個別にはしっかりとした厳重な戸締りをするわけですよ。そうしますと、外からのそういう放送等はほとんど聞こえないと思います。台風なんかの場合はですね。そのときには、やはり二重に、そういう地区自治公民館を通じての、まだ有線の放送があるところは有線放送を通じてやったり、あるいはその外部のそういう行政の案内で車で指示したり、そういうことをされると思うんです。そういうのは二重三重にそういう手を打たれるという体制は整っているということを確認したいんですけど、いかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

基本的にそれぞれの持っているエリアがございますので、二重三重に、新燃岳もそうですけれども、あれも屋内にいる人も実際避難訓練を試みますと、声が届いていなかったとかありますので、本当に警察とかそういった方の協力をいただきまして、個別にその確認をする、それで本当に避難したかどうか最終チェックをするというような体制をとっておりますので、実際起きて100%じゃない結果が出るかも分かりませんが、一応100%になるような努力はしているところでございます。

○委員（植山利博君）

確認をさせてください。これの回答をするために、これというのはこの議会報告会で住民の方々から寄せられたことに対するしっかりとした議会としての答弁といたらおかしいけれども、するために、まずはここに、読んでみます。「傾斜、危険区域という所に公民館の前にも急傾斜地危険区域の看板と避難所の看板が同居している。それを早く解決してほしいということで、公民館総会で申し出たが何の返答もない」ということなんですけど、経緯は聞きましたけれども、あれを解消できるのか。というのは、あの看板をどこか別の場所に移せるのか。もしくは、移さないのであれば、こういう方々に対して納得いく説明はどういうふうにするのか。例えば、この地域全体が危険地域だけれども、その中で、ここはより安全な場所だからここを避難所としているんですよという、どんな説明をされようとするのか。それから、福山では避難所がやはり危険箇所にあると。避難所を指定するときに現地調査をしたかということですけども、現地調査をしたということでのいいのか。それから、あそこを指定したということにどう説明すればいいのか。確認させてください。

○委員（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 14 : 06]

[再開 14 : 11]

○委員（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○危機管理監（宇都克枝君）

危険地域にあるこの避難所の取り扱いでございますけれども、福山にしろ小野地区にしろ周りに危険箇所が点在しているわけでございますけれども、その中で一番最もその安全というわけではなくて、総体的に安全だということで、現在は施設を選定させていただいております。今後は、そういった安全度が100%に近づくような選定なり、新しく造ったり、場合によってはその地域の総合的な住民の方々のほかへの移住といいますか、そういったいろんなことも考えながら対策を練っていかないといけないのかなど。一人でも死者、そういった負傷者を出さないためには、やはり行政も最大限の努力をしないといけないと思っておりますので、今後の協力なり、そういったところでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員（下深迫孝二君）

まず、この防災マップについてお伺いをしますけれども、せっかくこの防災マップを作成していらっしゃるわけですから、例えば何年何月に作成というのを一言入れてあればどちらが新しいんだ、古いんだということも分かるし、そして例えばあとで見ても、ここは改善されたんだとかいうことも分かるんですよ。何もそういうのが書いていない。高いお金を出して、こうして印刷されているのにということがまず1点ですね。そして、先ほど頂いたこの資料、せっかくこういう資料を作っているだけども、ページ数が全然打っていない。だから、どこですよと言われても分からないわけですよ、聞くほうは。ですから、せっかくこういういい資料を作っているわけですから、抜粋してそれをこうしてコピーさせていただいたと思うだけども、せめてページ数くらいは打ってください。そして、こう同じような資料があるとき、ちょっと似てますよね、こうして見たとき。だから、こっちに例えばA版だとかB版だとか書いてあれば、A版の何ページですよ、B版の何ページですよということで、聞くほうも聞きやすいし、ということをお願い申し上げます。それと、各総合支所長さん、今日は福山の総合支所長さんがお見えですけども、総合支所長さんの役割というのは、総合支所のトップなんですよ。だから、今度4月に総合支所長さんになられたんですか、その方がその地域の、例えばこの危険箇所であるとか何とかというのは一番知っていたらいいんじゃないかと思うと、私は思うんですよ。総合支所で一番責任を持ってやれるのは総合支所長だと私、思っていますから。安心安全課の人も各総合支所にもいるかもしれませんが、やはり総合支所長の指示で危機を乗り越えられるということはたくさんあるんじゃないかという気がするんですが、今このマップにしても何にしても合併前のをそのまま引き継がれたという気がしてならないんです、今こう見ていてですね。安心安全課の方たちが、果たしてどこまで現場を、各旧1市6町に出向かれて確認をされたのかと言ったときに、恐らくそこまではされていないという気がしてならないんですが、そこら辺はどうでしょう。

○危機管理監（宇都克枝君）

委員のほうからありましたとおり、資料につきましてはページ数が、実際会議に使った資料はページ数はちゃんと打ってあったんですけども、今回配付するのはちょっと手違いで御迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。それから、この地震防災マップにつきましては、これは建設部のほうで作っております、これも作成年月日が載っていないということにつきましては、また留意しておきたいというふうに思います。市の防災マップ、今回出しましたけれども、これも2回目、初版本、第2回目ということでありますけれども、また今後そういった作成年月日、そういったものもしっかり記入するようにしたいと思います。また、総合支所長のそれぞれの地域における役割といいますか、それにつきましては、例えば地域防災計画におきましてはそれぞれ、例えば本庁で災害対策本部を立ち上げたときには、それぞれの支所におきましてはその災害が起こる可能性がある、もしくは起きたというようなどきにおきましては、その現地対策本部みたいなことで支所長を中核としましてその地域の安全対策、そういったものを災害の防災対応をとっていただくということになっております。なかなかその旧1市6町から引き継いだ中で現在来ておまして、

実際のことを言いますと、なかなかその本庁からそれぞれの支所に出向いて行って、総合防災訓練とか毎年場所を変えてやる時にはそれぞれ見れるんでございますけれども、普段、しょっちゅう現地に出て行って、北から南まで回るといことはなかなか難しくありますので、それはそれで総合支所長のほうにお願いをして、実際の防災対応というのは危険箇所点検、そういったものもやってもらっているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、福山のほう、総合支所長、地元だというふうにお聞きしてはいますけれども、前の総合支所長は隼人の方だったんですね。そうしますと、行かれて、実際こういう危険箇所がどこであって、防災避難所がどこだというのもおそらく存じ上げていらっしゃるのかなど、今思えば思うものですから、このこういうことを今ちょっと質問させていただいたんですけれども、やはり人命を預かるそのまの、昔で言えば町長さんがされていた仕事を総合支所長がやらなければならないということだろうと思うんですよ。例えば、本庁との通信が途絶えたということもあるわけですよね。電気が止まれば携帯電話も使えなくなる、現実的には。無線が使えるといっても、それがどこまで使えるかということも出てくると思います。ですから、やはり最終的には総合支所長が判断をしなければならぬということも相当、私は出てくるんじゃないかと、そういうときにはですね。今、平成5年の8・1災害、8・6災害、国道10号も決壊したんですよ。道路がなくなったんです。私どものすぐ下のほうで道路が決壊しまして、全く通行不能になってしまったと。そして、一般の道路は通行止めになってしまったと。それは何でかと言ったら、がけ崩れでずっと通れないと。3日間くらい本当に、陸の孤島と言われたような状況に入ったんです。そして、私は歩いて鎮守尾までやっとなでて行って市役所に電話をしたら、そちらも災害が出ていましたかと言われて、連絡が来ないと思っていたということがあったんですけども、そういうときにはだから、地元である総合支所長が判断をしなければならぬということは、私はたくさんあると思うんですよ。ですから、やはりそこら辺は総合支所長と安心安全課とのコミュニケーションと言いますか、そこら辺もそうですけれども、やはりもうちょっと明確にされて、そして、せめて総合支所長はその危険箇所あるいはその避難箇所というのは、全部をやはり把握しておかれる必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺は今後どのように取り組んでいかれたいというふうに思っているんですかね。

○危機管理監（宇都克枝君）

今後、総合支所の在り方といいますか、普通の一般行政の話もありますけれども、この防災につきましては、やはり専門的な話もございまして、それぞれの総合支所長が現場で判断しないといけないことは非常に多いんじゃないかというふうに思っております。例えば、雨の降り方にしましても、福山で全然降ってなくて、牧園・横川では大雨が降っているというようなこともございまして、そういった中で、国分はそうでもないというような、要するに雲の塊というのは一つ一つ違ってしまっていて、降り方も違います。そういったことで、実際現地にいる支所長の判断で、今危ないのかどうなのかということも、現地で肌身に感じて判断していただかなければならない状況が今後はますます増えてくるというふうに感じております。そういった意味で、今後は総合支所長に災害待機の配備の段階とかそういったものも決めていただいておりますけれども、今後は更にもっとシビアな面で対応しないといけないような状況が来るんじゃないかというふうに思っております。また、現地の状況を伝え、状況をまとめてそれを本庁のほうに伝えるというそういった任務もございまして、地元をいかに把握できるかということも今後の支所長の課題になってくるんじゃないかというふうに思っております。当然、本庁におきましてもそういった支所長の動き、そういったものにつきましては積極的にバックアップしたいというふうには思っておりますけれども、今後の大きな課題の一つかなというふうには思っております。

○副委員長（塩井川幸生君）

宮本委員のほうからちょっと質問があったんですけれども、耐震でまだしていない所が50か所あると言われましたですね。各地区ごとの件数が分かっていますかね。

○防災G長（石神 修君）

今、公共施設の耐震化の取り組みにつきましては、建築指導課が取りまとめを行っているところです。どこまで指導してできるかということはこちらでは分かりませんが、そのようなことで建築指導課が取りまとめをございまして、結果等についてはこちらに報告が来るかと思えますけれども、今のところちょっとこちらで把握できている状況ではございません。

○副委員長（塩井川幸生君）

その50か所の各地区の件数は分からないということですか。

○防災G長（石神 修君）

地区ごとの資料はちょっと手元にはございませんので、今現在は分かりません。

○副委員長（塩井川幸生君）

先ほど宇都危機管理監のほうが、庁議等で決められると言われたんですが、庁議に出られる方々は、ちゃんとこの50か所というのは把握されているんですかね。

○危機管理監（宇都克枝君）

私も庁議メンバーではございませんので、ちょっと庁議の中でどういう協議がされているかというのは把握しておりません。多分、建設部で資料が出てきておりますので、建設部の中ではそういった情報は共有されているのかなとは思っております。

○副委員長（塩井川幸生君）

ですから、先ほど宮本委員が言ったんですけれども、安心安全課のほうからこういう50か所あるというのは危機管理監のほうも把握されているわけですから、こういう一番耐震に、整備されていない所が一番危険なわけですから、庁議に上がるように提案はしないとイケないと思うんですが、そういうことはされていないということで理解してよろしいんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

私が、50か所できていないと。これは調査途中の経過の中での資料を私が入手した手前、最終的な結果報告ではないと思うんですけれども、またそれぞれどこが管理しているか、学校が管理していたり保健福祉部が管理していたりということで、庁内それぞれの行政部がありますけれども、それぞれが避難所を管理しておりますので、そういったことの取りまとめという段階で把握した状況でございますので、これがまだ、今その途中で庁議に上げる前の段階の資料というふうに認識していただければいいかなというふうに思っております。

○委員（脇元 敬君）

先ほど議会報告会のことが出ましたけど、もう一点ですね、先ほども少し出たんですが、避難所の統一した看板は作れないのかというお話がありました。先ほどの質疑・答弁の中で、案内看板を含めて、幹線道路からの積極的に配置をしていくような方向でというふうな答弁もあったようですので、それでよろしいかどうか確認をさせていただきます。

○危機管理監（宇都克枝君）

避難所の統一看板となってくると、全体で157か所とか、立っているところ、立っていないところ、その国道、県道、そういった道路につける部分とか、全体的な見直しになろうかと思っておりますので、今後時間をかけてどのような看板がいいのか、また、今後景観等を含めて、全体的に考えていかなければならないというふうに思っております。

○委員（脇元 敬君）

分かりました。ちょっと付け加えて、先ほどこの標高の看板を今一生懸命設置をしている最中で、というのを付け加えた上で、そういうお話しをしておきたいと思えます。あと、安心安全課、とても守備範囲というか、担当範囲が広いなと感じるわけなんですけれども、今人員が、実際足りていらっしゃるでしょうか。

○危機管理監（宇都克枝君）

現在、防災グループが3名でございます。グループ長を頭にあと班員が2名ということで3名です。あと、課長と私ということで、安心安全課というのは防災グループだけではなくて交通防犯グ

グループも重なってしまっていて、そちらも3名おります。そういったことで、課としては8名体制、それと交通指導員が2名ということで、10名体制なんですけれども、交通指導員というのは臨職といえますか、朝8時15分から夕方5時になったらすぐ、自分の仕事というのは交通指導専門ですので、ほかの仕事には、基本的にはあまり支援はいただけないと。その中で、例えば防災グループであれば3名がそれぞれ何をやっているかという、グループ長はそれぞれの防災に関するとりまとめ、でもう一人は防災行政無線を今やっていますので、その担当というよなことで、もう一人は何をしているかという、こういった地図を作ったり、現在は、今度は防災行政無線を地域コミュニティと結ばないといけないということで、その下準備とか、いろんなことに取り掛かっているわけですが、結論としましては、日々それぞれの業務で追われていて、次の新たな事業なり、こういった避難所の問題なり出たときに、すぐ飛びついてできるかという、スピード感を持って対応ということが、今の体制では難しいのかなというふうに思っております。一つ一つ潰しながらステップバイステップで市の防災行政の事務といいますか、そういったものをこなしていくのが精一杯という状況でありまして、体制としては、今の行政改革の流れの中で、それぞれの総合支所なり、そういった担当者につきましても1名ということで、旧市町それぞれのところが1名なのかと。やり方としては仕事の相互支援といいますか、相互にということがありますけれども、その中で、潤沢かという潤沢ではないというのが結論でございます。

○委員（脇元 敬君）

言葉を選びながら、一生懸命答弁いただきまして有り難うございました。今回の防災マップ等も建設部のほうで作ったのでしょけれども、やはりこういうのもしっかりと共同で作業だったりと、確認作業がなかなかできていないんだというのが、実際のところなんだというふうに感じました。そして出来上がってみて、市民の皆さんに配布をされてから、こういう問題点が挙がってくるということですので、震災以降、安心安全に暮らしていけるというのが大前提の中での行政の仕事というのも捉えられているので、そこら辺は、今日は総務部長はいらっしゃいませんけれども、この総務委員会でもそういうが出たというのは、ぜひ伝えていただきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか

○委員（久保史郎君）

1点だけ確認をさせてください。単人の議会報告会で出たときの話で、返事として「急傾斜地については県との協議が整っていないと難しいと思う」との話になっているのですが、私が考えるのは、県との協議のしようもないという思いでいるのですが、実質的に公民館長さんとは話がついたということで、こういう返事をした後に、県との協議は土木課としては、あるいは担当部局としては、協議をされた経緯はあるのでしょうか。されたのであれば、次の議会報告会に行く方々には、「県と協議して、こういうことでした」という返事をしなければいけない。されていられないのであれば、「もうされるまでもない」という形の返事をしなければならないと思うのですが、県との協議はあったのですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

この小野地区の看板と避難所の件に関しましては、土木課長から私が話を聞いている感じでは、最初から皆さんご承知のとおり、避難所は安全な施設の代表格としてそこにあるんだと。その危険溪流の看板は、危険だと。それが二つあるというのは納得いかないという住民の方の意見があったので、そのところの説明はどうだったのかということ馬場土木課長に確認したら、先ほど酒元課長が言いましたように、それぞれ話して了解してもらったということだったので、その過程の中において、危険溪流とかの事務分掌というのは、基本的には建設部の土砂災害の関係部門でありますので、我々は直接その話の中に入ってはいっていないのですが、避難所という観点ではあるわけですが、その危険溪流の表示に関しては結局、山の中が危ないところなのでその下のほうに、山の中に危険溪流と書いて置いても、住民には分からないからそこに置いているんだという、当初の旧隼人町時代の話は承知しているのですが、それを付ける付けない

という県との協議とか、細部のことについては全く承知をしていないというのが現実であります。

○委員（久保史郎君）

今、あそこに立てたとか、前に出したとかという問題ではなくて、我々が議会報告会で、次の班が行きますと、「そのときは県と協議をするという話しではなかったのか」という返事をもらっているわけです、向こうとしてはですね。結局、「県と協議をしてきたら今のそういう話しでした」という結果が出てくればいいのですけれども、そういうのではなくて、理解はできますよ。だから、恐らく安心安全課が返事をされたのではないと思いますけれども、そこら辺は全然つかんでらっしゃらないということですね。[「はい」と言う声あり]

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで防災マップ及び避難所の設定についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 14:35]

[再開 14:50]

△ 市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況及びデマンド交通実証運行について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況及びデマンド交通実証運行について、執行部の説明を求めます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

それでは、市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況及びデマンド交通実証運行について、ご説明申し上げます。本市の地域公共交通につきましては、平成20年度に策定しました「霧島市地域公共交通計画」において、公共交通体系のあるべき姿の実現に向け、広域的な都市間や市内地区間を運行する鉄道や路線バスと、地域内を運行するふれあいバスの交通システムの役割分担を明確化し、相互の連携による効率的な交通ネットワークの構築に鋭意取り組んでいるところでございます。それでは、まず、市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況について、ご説明いたします。お手元の資料1と2をご覧ください。市内各地区の拠点から医療センターまでの往復を、資料1に一部を例示いたしています。例えば、霧島地区から医療センターまでの交通手段といたしましては、往路は、霧島神宮駅から午前8時31分発の路線バスに乗車し、重久車庫で午前8時58分路線バスに乗り換え、午前9時05分医療センターに到着いたします。復路は、医療センターから午後2時54分発の路線バスに乗車し、重久車庫で午後3時7分発の路線バスに乗り換え、午後3時34分に霧島神宮駅に到着いたします。資料にもありますように、市内各地区から公共交通機関を利用して医療センターへの通院は可能であります。次に、デマンド交通実証運行について、ご説明いたします。資料1の裏面をご覧ください。昨年、10月から実証運行を開始しました永水地域の利用状況をお示ししています。また、資料3の永水地域で運行していますデマンド交通のチラシをご覧ください。運行日などの概要を裏面に「運行ダイヤ（目安時間）」、「運行イメージ」等をお示ししています。結果といたしましては、霧島地区のふれあいバスの平成23年度利用者数「6,243人」とデマンド交通利用者数「725人」を合算すると、「6,968人」となり、平成22年度と比較すると「425人」、また、平成21年度と比較すると「668人」の増となっており、効果が出ているものと考えております。以上で、説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

バスの路線図を持ってきたらよかったですのですが、医師会医療センター、この資料2からすると、どういう経路で基本的に行くのかというのを教えていただけませんか。医師会医療センター、この赤いところから日当山小～姫城～国分なのか、国分～清水～重久～日当山小～医師会医療センターへの経路なのか、あと隼人駅のほうからもこう行くのがありますよね。どういう経路で、始発がどこなのかという意味でもお知らせいただけたら。

○企画政策課長（山口昌樹君）

資料2のほうは路線図、あとJRも入れて、このようなイメージで霧島市の公共交通機関が網羅、はわせてあると。また、資料1のほうに、例えば国分地区（バス利用）という①のところですね。ここで、路線バスで、国分駅から医療センターまでは、結構、便数がありますと。国分駅、隼人駅、医療センターとか、国分の主な中心的なところからは、これはあくまでも一部の例示ですが、このような形で結構路線バスは通っております。先ほど説明しましたのは、裏面ですが、霧島地区のところを読み上げたところですが、例えば、路線バスで一番上で行きますと、霧島神宮駅を8時31分の路線バスに乗って、重久車庫というのが、この資料2でいきますと霧島神宮駅がブルーで囲ってあると思います。その下に国分営業所、その下に重久と書いてあるんですが、ここが重久車庫と間違えました。国分営業所が重久車庫と。そこから医療センターのほうに、イメージでいくと左横に行くような、重久を通して日当山を通して医療センターというような流れというように見ていただくと、少しイメージが湧くのかなと思います。略図なものですから、このような形になっております。

○委員（久保史郎君）

循環バスが、原則的にはそれぞれの旧市町を超えないというような話を聞いていたんですけども、資料を見させていただきますと越えてくる部分もありますし、それから乗り換えをする部分もあるという形になっていますけど、そこら辺はどうなっているのかを、もう一回お聞かせください。

○企画部長（川村直人君）

今、御指摘の件は、この20年度に作った霧島市地域公共交通計画というのがあるのですが、これをまた見ていただければいいのですが、61ページに役割分担ということで書いてありまして、「コミュニティバスについては、ふれあいバスが区内を運行」というような形で、あと「鉄道と路線バスについては、広域地区間内のネットワークを担う」というふうに、この計画でお示しをしているところです。それで、原則は、市で運行しているふれあいバスは旧1市6町を越えることはありませんが、隼人町は昔から循環バスという、町単独でされていたバスがありまして、これも合併後に西回り、東回りとかちょっと増えているのですが、それはもう通常の路線バスに準じて運行しておりますので、いわゆるふれあいバスとは若干違うわけですが、原則的には旧1市6町内をふれあいバスは通っていると。それを越えてというのは一部あるかもしれませんが、それは合併前からその路線があったものをそのまま継続をしているということで、新たに路線を越えて設定をしてというのはございません。

○委員（久保史郎君）

もう1点です。議会報告会の中で出た質問は、「福祉バスを月に1回くらいでも医療センター」ということですが、今説明を聞きますと、霧島地区からもちゃんとこうやって重久経由で医療センターに来ているんですね。だから、質問された方はそういうことがあるというのをご存じなかったのじゃないかと思うのですが、そこら辺はどうなんですか。

○企画部長（川村直人君）

福祉バスというお話が出ましたが、合併前は福祉のタクシーとか福祉バスとかいったようなものが存在していたわけですか、平成20年度からこのふれあいバスを市内一斉に運行するに当たって、扱いを一緒にしたわけですか。そういう中で、ふれあいバスが150円で安いものですから、多分、乗り換えなしに行けたらという御要望だったと思うのですが、こうして通常の民間バスを使

うと、乗換えをすればそれなりに経費も上がります。おそらくそういった御要望ではないのかなど。私どものところにもそういうお話しが届くことがあるわけですが、乗り入れをすると、通常の路線バスがあるわけですが、生活交通路線の維持に関する、これは国の補助金絡みの助成をしている分、それから県単独で廃止路線代替バスということで一緒になって補助を出している分、そういう経費を出して、民間の路線バスは維持をしている実状があるわけです。そうすると、ふれあいバスがそういうところに割り込んでいってしまえば、更に民間の路線バスの乗車率などにも影響がくると。そうすると、市が補助金を出しながら維持をしているのに、ますますそちらのほうに助成を出さなければ維持ができないといった、いろんな悪循環になっていくことが予想されるものですから、先ほど申しました交通計画にきちっと役割分担をして、そして、民間バスとふれあいバスはこういう形でやっていきたいと思いますということで、今のところはそれぞれの役割を担って運行しているところです。

○委員（植山利博君）

せっかくの機会ですから、図もありますので、少し細かくお示しをいただければ。今の説明では、霧島神宮から国分営業所、重久車庫まで来ると。乗り換えて、国分営業所、重久経由、日当山小学校、医療センターまで来るわけですが、これは上小鹿野まで行くのですか。例えば、横川から医療センターまで来るには、JRを使ってここからここにこう来て、ここで乗り換えてというのを、それぞれの総合支所から、例えば医療センターまで行くのに、一回乗り換えて済むところ、例えばJRから乗り換えるというようなのを、ひと通りお示しいただければ、せっかくの機会ですので有り難いのですけれども。

○企画政策課長（山口昌樹君）

資料1に基づきまして、説明します。国分地区につきましては、国分駅と医療センターの、結構便数があるものですから、それをお示しいたしております。ルートの的には、青く囲んである国分駅から医療センターですので、姫城、日当山小、医療センター、このような流れです。国分駅から隼人駅まで行ってそれから医療センターというのもあります。

○企画政策G長（西田正志君）

市街地循環バスで、国分駅から鹿銀前を通りまして、福島に行きまして住吉、浜之市、隼人中、イオン隼人国分、それから見次、隼人庁舎前、隼人駅前、鹿児島神宮前、京セラ隼人工場前、日当山、西光寺、日当山小北、医師会医療センターという回りと、それから反対の周りは、先ほど課長が申し上げましたが、国分駅から国分鹿銀前を通りまして、失礼しました。姫城温泉、日当山小前、医師会医療センターという回り方がございます。それからもう一つ回り方としまして、国分駅から霧島市役所、ソニー国分前、見次十文字、隼人庁舎前、隼人駅前、鹿児島神宮前、京セラ隼人工場前、日当山、西光寺、日当山小北、医師会医療センターという経路もございます。[「三つですね」と言う声あり]はい。それと、国分の場合は起点で、先ほども申し上げましたが重久車庫がございまして、そこから日当山小から医師会医療センターまで行く、これ自体は、そのまま日当山小、姫城、木之房、鹿児島神宮、隼人駅、隼人庁舎前から鹿児島市のほうに行く路線バスでございまして、また隼人から逆の経路もございます。ですから、循環バスの分と路線バスの分と合わさってきますので、かなり医師会医療センターのほうには、バスが集中しているということでございます。国分・隼人地区についてはそういった形で、いろんなルートから医療センターに来ています。続きまして溝辺地区ですけれども、空港まではふれあいバスが通っておりますので、それから空港から路線バスを利用しまして、JR隼人駅まで行きまして、隼人駅から鹿児島神宮前、木之房、西光寺、日当山、医師会医療センターというルートがございます。それと、空港から西光寺まで出てきましてちょっと待ちますけれども、そのまま今言ったルートで来たバスに乗って、西光寺から日当山、医師会医療センターに行くというルートがございます。それともう一つ、空港から国分駅まで来まして、国分駅から姫城、日当山、医師会医療センターというこの三つのルートがあり、それから空港から霧島市役所前まで来まして、ちょっと歩きますが国分駅まで来ていただいて、それから今言いました姫城、日当山、医師会医療センターというルートがございます。ルートの的には4ル

ートが考えられます。続きまして横川地区でございますが、大隅横川駅からJRを利用して隼人駅まで来まして、隼人駅からは先ほど申しました鹿児島神宮前、木之房、西光寺、日当山、医師会医療センターというルートがございます。これは便数も列車ですので、結構ございます。それからもう一つ、大隅横川駅前から路線バスを利用して、牧園中学校まで行っていただいて、牧園中から若干歩くのですけれども、牧園小学校前というバス停からふれあいバスに乗っていただいて、医師会医療センターまで直行するという便はございます。ただし、これは往路だけで、帰りのほうは医師会医療センターから隼人駅のほうの路線バスを使っていただいて、それからJRで帰っていただくということになります。続きまして、牧園地区ですけれども、今申し上げましたふれあいバスを利用して、直行で医師会医療センターに行くと。牧園の場合には、医師会医療センターからまた、ちょっと終点が牧園総合支所となっているものですから、横川地区の方はちょっと使えないのかなというのがあるのですけれども、医療センター、真方、牧園麓、牧園総合支所というルートがございます。それと、牧園から路線バスと循環バスを利用して、牧園麓から西光寺まで来まして、西光寺から循環バスに乗り換えていただいて、先ほどの日当山小、医師会医療センターという、このルートがございます。それからもう一つ、霧島温泉駅からJRを使いまして隼人駅に行っていて、それから循環バスもしくは路線バスを利用して医師会医療センターに行っていて、この3ルートがございます。続きまして霧島支所でございますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、霧島神宮駅から重久車庫まで行きまして、そこで乗り換えていただいて、日当山小、医師会医療センターというルートが一つあります。それからもう一つはJRを使いまして、霧島神宮から国分駅まで来ていただいて、国分駅から路線バスに乗り換える、この2ルートがございます。福山地区につきましては、上場と下場がございますので、牧之原のほうからは路線バスで国分駅まで来ていただいて、それから乗り換えて医療センターということでございます。下場につきましては、宮浦宮ですけれども、福山市民サービスセンターの近くですけれども、そこから路線バスが国分駅まで出ております。それに乗り換えて、それでまた乗り換えていただいて医療センターに行くという、こういうルートになっております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

資料1の裏の下のところです。デマンド運行の実証運行についてということで、デマンド交通の利用状況が載せられております。そして、資料3のほうに、運行期間というのが平成23年の10月1日から平成24年の3月31日までと。「運行期間中はふれあいバスは休止します」と書いてあるのですけれども、前年度に、このふれあいバスを利用された方というのは、この期間中、10月から3月まででどれくらいおられたかというのはわかりますか。

○企画部長（川村直人君）

ふれあいバスについては、永水地区から、またほかのルートを通るものですから、その限定の路線というのはいわゆるそこがなかなか算出がしづらかったものですから、ずっと1年間、ふれあいバスに乗ったトータルの人数と、それが結局、21年度と22年度は分かっております。23年度が休止して、ふれあいバスを、永水を通るところはデマンドに替えておりますので、一応その差がどのくらいあるのかというのは見て推測をしたわけです。それが、先ほど課長が申しましたように、平成22年度と23年度を比較すると425人、それから21年度と23年度を比較すると668人に実績が増えておりますので、その分がデマンドによる、増えたという予測がされるということでございます。

○委員（久保史郎君）

実際に、実証運行をやってみられた上春山、床浪の世帯数はどのくらいあるのですか。また、登録者数は。

○企画政策G主査（山口清行君）

世帯数は今、わかりませんが、登録制ですので、登録者数は今年の3月31日現在で47名です。

地域別では、一番最初の人数になりますが、自治会ごとで牧神が1名、入水で4名、笹之段6名、梅ノ木5名、市野々13名、北永野田3名、上春山2名、床浪3名、事前登録の分は以上です。

○委員（久保史郎君）

デマンド交通の運行を試みられて、検証もされたと思うのですよ。ですから、今後どうされるかの結果が、もし決まっていたらお示してください。

○企画部長（川村直人君）

23年度の下半期に始めたわけで、当初、複数予定をしていたわけですが、1地区、霧島地区の永水だけになってしまったわけですが、この利用状況を見ると、コミュニティバスを廃止をしたのと比べれば増えているということで、効果があるのではないかと。そして、利用される方々の声を直接お聞きをしておりますが、概ね好評という話を聞いております。それで、24年度についても、引き続き実証運行を続けようということで、複数箇所予定をしております。永水はすでに運行しておりますので、上半期にあと1地区、2地区くらい手を上げていただければなというふうには思っているわけですが、こえもまたそれぞれの地区の実情もございますので、希望される所とよく話をしながら、下半期でできれば増やしていきたいと考えております。

○委員（久保史郎君）

コミュニティバスとデマンド交通との費用は、どのような対応ですか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

デマンド交通の23年度の運行実績は、先ほどの資料の下のほうに65万5,650円となっております。平成24年度、今年度ですが、霧島地区のふれあいバスの当初の契約額が783万2,000円となっておりますので、平成23年度の霧島地区のふれあいバスの契約額が1,453万4,710円でしたので、差額を出しますと約600万円程度の経費削減が図られたこととなります。

○委員（久保史郎君）

約600万円程度の経費削減が図られたのですが、住民からの要望からでは、医療センターまで、直接のそういう福祉バスを1回でも運行していただきたいとなりますと、これを全部、霧島地区の場合は人口が、6,234の方が利用されていらっしゃるわけでしょう。デマンド交通の累計でしょうけれども。そうしますと、あとこれを全部デマンド交通に替えた場合に、霧島地区をですよ。残りの600万円くらいの差額の金額でカバーできないのかどうか、そこ辺は見積もっていらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○企画部長（川村直人君）

ふれあいバスは2台で運行しているわけです。そして、今は永水がデマンドになっておりますので、今1台になっているわけですが、なかなかバス事業者のほうにも各路線ごとに出ないものだろうかということで、経費の算出もお願いしたわけですが、限定をして走っていないものから、ずっとルートを通って行くものですから、なかなか難しいというお話でした。それから、このデマンド交通は、ふれあいバスが走っているところを原則替えていきたいと思いますという形です。ですから、デマンド交通のいいところ、またふれあいバスのいい点があるわけです。そうすると、私どもといたしましては、全部ふれあいバスをデマンド交通に替えるのかということ、特に考えていないわけです。デマンドのほうがいいと言われる地域の方がおられて、かつ効果があれば、デマンドにさせていただく。そして、ふれあいバスのままでお願いをしたいというところがあれば、原則ふれあいバスのほうで存続をさせるというような形でいこうかと思っておりますので、すべてふれあいバスがデマンドに替わるとか、そのようなことは特に考えておらず、市民の方々が一番何を望んでおられるかということを聞きながら、今後対応していきたいと思っております。ただ、永水などの場合はこうして効果が、短期間ではありますけれどもある程度出ておりますので、そういうところが他の地区もあれば増やしていきたい。そして、ただ、永水地区の場合は、これは公募をしたわけですが、バス会社とタクシー会社と応募されまして、結果的にタクシー会社のほうに委託をお願いしているわけですが、ほかの地区も委託を受けていただける業者の方との折り合いというものがあるものですから、その辺もまた、一つの課題になってくるわけです。こちらがいく

ら考えていても、こちらの条件で受けていただける業者がいらっしゃるかどうか、そういうことも課題ですので、やはり行政、それから地域と一緒にあって、更に事業者ですね、そういう人たちと一緒にあって考えていかないと、デマンドの場合はいっきには難しいというふうに考えております。

○委員（久保史郎君）

この議会報告会で出たこれを見ますと、デマンド交通は1回につき150円で済むと。そうしますと、こちらのほうの民間の重久で乗り換えるときとでは、金額的にはどれくらいバス料金はかかっているのですか、医療センターまで行く場合は。

○企画政策G主査（山口清行君）

重久で乗り換えて医療センターまでは、160円です。

○委員（久保史郎君）

デマンド交通の場合は、1回につき150円ということは、一応往復で300円ということですよ。民間バスの場合は160円であれば、往復で20円の差があると。そうしますと、乗り換えがあるということで、金額的には特別そう問題はないという考えでよろしいですか。

○企画部長（川村直人君）

今、申しましたのは、その区間ですので、路線バスは区間が長くなれば当然お金は高くなりますので、乗るキロ数が高ければ、差額は広がるわけです。ふれあいバスあるいはデマンドの場合は、起点から終点まで乗ったら150円ですので、距離には関係がないのですが、路線バスは距離が長ければ長いほど、ずっとお金は上がっていきますので、その差は広がっていくわけです。

○委員（久保史郎君）

私がお聞きしているのは、その相談者の内容は霧島から医療センターまでを、そういうふれあいバスを月に1回でも走らせていただきたいということですから、デマンドの場合は、例えば永水からちょっと距離の遠いところであっても1回150円ですから、医療センターまで。そういうことですよ。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 15:26]

[再開: 15:27]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（久保史郎君）

そうしますと、こういう質問をされた方は、永水の人たちは150円で医療センターまで行くじゃないかと。[「行かない」と言う声あり]行かないんですか、デマンド交通の方は。

○企画政策G主査（山口清行君）

デマンド交通について、資料3の裏面のほうに往路・復路とありまして、往路は永水から保健センターに運行と。保健センターというのは具体的には神之湯ですので、そこまでの間で、例えば総合支所であったりとか霧島神宮駅であったりとか、そういったところでは降りることができます、その沿線ですね。帰りも同じように保健センターから永水のほうに向けて運行していると。ですので、保健センターまでなんです。単人の医療センターまでではありません。

○委員（久保史郎君）

了解しました。

○委員（仮屋国治君）

ふれあいバスが、牧園地区で運行されていて、単人の循環バスを除けば、ここだけがふれあいバスを医療センターまで運行されている理由は何ですか。

○企画部長（川村直人君）

最初、私が申しましたように、合併前からその路線はあったということで継承しているということです。

○委員（仮屋国治君）

合併前からの継続ということですが、23年度実績で月平均、何人くらいの利用者があるものですか。

○企画部長（川村直人君）

利用者というのは、その路線ということでしょうか。それとも牧園地区の全体の利用者のことでしょうか。路線ごとになると、時間をいただかないと、即答が難しく、この場では言えないのですが、全体の年間の利用者というのは分かっておりますので、地区別の。

○企画政策G主査（山口清行君）

牧園小学校から医療センターまでですが、23年度実績で1,206人ですので、月平均しますと100人ということになります。

○委員（仮屋国治君）

月平均100人、先ほどの永水のデマンドが60人くらいと想像していたときに、この路線バス図を見ていきますと、医療センターから上小鹿野、持松、霧島神宮という路線も作ろうと思えば作れないこともないわけですね。この辺の需要といいますか、牧園のふれあいバスを走らせている需要に対して、ここの需要が多いのか少ないのか、その辺の検討をされた経緯はないのかお知らせください。

○企画政策G長（西田正志君）

霧島地区のふれあいバスの中で、真方まで行くバスがありまして、真方からふれあいバスに乗り換えるということではしてあります。

○委員（仮屋国治君）

真方で霧島地区の方も乗換えで、医療センターに行けるといってありますけれども、乗り換えなしの方法もまたご検討をよろしくお願いします。

○委員（脇元 敬君）

先ほど事前登録の人数の説明がありましたが、永水地区の何割の方が事前登録をされているのでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

永水地区（永水地区自治公民館に床浪自治会と上春山自治会を含むエリア）の平成24年6月1日現在の人口667名のうち47名が事前登録をされており、その割合は約7%になります。自治会ごとの内訳については、後ほど報告をさせていただきます。

○委員（脇元 敬君）

大変、御好評をいただいたということなのですが、事前登録をして、タクシーでしようから、4人が定員かなと思うのですが、乗り切らなかったということがあるんですか。

○企画部長（川村直人君）

2台準備をしていたりすることも、実際あるそうです。ですから、対応できるということでございます。

○委員（脇元 敬君）

先ほど、ちょっと保健センターの意味の取り間違いがありましたが、実際は永水から保健センター、いわゆる神之湯までしか行かない路線なんですけど、今年度の上半期も今実際運行しているということで、昨年度と同じ形で実施をされているのか、それとも少し形を変えて、先ほどお話のあるように医療センターまで行くとか、そういうふうになっているのか教えてください。

○企画政策G主査（山口清行君）

昨年度、下半期の運行をしまして、利用者の声を聞きまして、時間帯だけを若干見直しをしております。それで、見直しをした結果が、実はこの皆様にお配りをしました一番最後の資料にある朝方の3便になりますが、ここがもっと遅い時間になっておりましたが、早い便を要望された声が多

かったものですから、10時50分くらいに現地に着くような形に変えております。

○委員（脇元 敬君）

この資料は、昨年度の下半期の分ではないのですか。

○企画政策G主査（山口清行君）

表面は昨年度の資料ですが、時間だけが変わったものですから、裏面はそこだけを修正して、今回の調査資料としてお示ししております。

○委員（脇元 敬君）

分かりました。上半期は今、永水だけで運行していると。下半期はあと2か所くらいというお話がありましたけれども、溝辺地区という話もどこかしらで聞いたような気もするのですが、デマンドの運行に当たって、地域とはどういう協議をされているのか教えてください。

○企画部長（川村直人君）

総合支所と事前によく協議をして、総合支所を通じて、地域の方々にこういうデマンド交通を計画しているのだけれどもということで、手を上げていただくという方式をとっております。昨年度も、永水地区以外のところもございましたけれども、諸般の事情で実現ができなかったわけです。今年度下半期に、再度手を上げていただければ実施をしたいと考えているわけですが、先ほど言いましたように地域の実情、それから事業者との調整もございますので、どういうふうになっていくか分かりませんが、ほかの地区でも運行できて、その効果が確認できれば、更に広がっていくのではないかと思います。逆にもう、ふれあいバスでいいよというようなお声もあるようでございますので、そういうところについては、引き続きふれあいバスを運行していこうというふうには考えているところです。

○委員（脇元 敬君）

先ほどから、地域が手を上げるという表現があるのですけれども、これはどなたが手を上げるのですか。

○企画部長（川村直人君）

やはり、自治会の皆様などよく、誰がということではないと思うのですけれども地域の方々、それからそれぞれの地域審議会などでもそういうバスの検討委員会なども作っておられる地域もございますので、そういうところでお話をして、こちらのほうも対応をします。それから、ふれあいバスの運行についての御意見や御要望も、通常上がってまいります。そこも地域によってそれぞれ、様々な形があろうかと思います。ですからデマンドも同じような形で、総合支所で恐らく地域のそういう声が上がっているところも、把握ができてはいるはずですので、そういったところの役員をしておられる方とか、そういった方々と話をして、どうされるかというのは決めていかれると思います。ですからどこの地区も、そういうデマンドがあるというのは知らなかったということはないというふうには考えております。

○委員（脇元 敬君）

聞く限りなかなかこう、取りまとめが難しいのだろうなど。地域の実情というお話が出てまいります。地域の要望と、また事業者の方との調整だったりとか、やはりここは総合支所そしてまた担当課が腰をすえてやるしか方法はないのだろうというふうに思うところなんです。今回、議会報告会の中でも、このデマンド交通の実施に当たって、なかなかこちら側の意見を聞いてくれないんだよ、という御意見がありました。これはなんだろうなと思いながら帰ってきたのですけれども、この委員会では調査をしておりますけれども、恐らくそういった形でなかなか調整というのがやりづらいのだろうなというふうには思います。ですから担当課、そして職員の方がしっかりと、この辺は当たっていただきたいと思ひますし、効果があるのであれば、先ほど話がありましたとおり経費削減、また地域の方々に喜ばれるのであれば、しっかりとそこは対応していただきたいと思ひます。

○企画部長（川村直人君）

そういったことを十分踏まえながら、検討していきたいと思ひます。

○委員（植山利博君）

デマンド交通の運行ダイヤ、目安時間ということで、往路については到着時間が決まっていると。多分、保健センターから路線バスに乗り継ぐバスの時間に合わせて、到着時間を決めているんだろうと思うのですけれども、今度は復路については、保健センターを出発する時間が決めてあると。多分、国分方面からの路線バスが到着する時間に合わせて、出発時間が決めてあるから、往路と復路がこういう形になっているんだろうと思うのですけれども、まず1点そこの確認を。それと、予約はいつの時点まで、例えば前日の夕方までとか、当日の朝も可能なのか、どの辺までの時間帯が予約を受け付けるのか。というのは、コースも違うんだろうと思うのですよ、家によって、少し若干。だから、出発時刻が15分くらい幅を持たせてあるというのはそういうことだろうと思うのですけれども、そこのところを確認させてください。

○企画政策G主査（山口清行君）

まず1点目ですけれども、お配りしました資料の一番最後の備考欄に書いておりましたが、往路の第1便は国分行きＪＲ便に接続ということで、霧島神宮駅で乗り換えて、ＪＲのほうを利用していただくような形になっております。復路のほうですけれども第6便ですね、これが国分からのＪＲに接続と。あとは、バスとぴったり合うということではないのですけれども、バスと一応リンクする形にはなっております。それから、資料の前のページに事前予約についてが記載がありまして、利用日の一週間前から前日の5時まで予約を行いまして、ここには書いておりませんが、例えば月曜日に利用したときに、また水曜日にも利用するからということであれば、そこで運転手さんに「また水曜日にも第1便を利用しますから」と言うことであれば、予約も受け付けてくれるというふうになります。

○委員（久保史郎君）

バスを、ふれあいバスだの循環バスだの、わざわざこうやって分けなければならない理由は何なんですか。どうもややこしくて、何か統一、ふれあいバスならふれあいバスにこう統一していただいたほうが理解できるのですけれども。

○企画政策G長（西田正志君）

循環バスにつきましては、国分・隼人地区のみを回るバスなものですから、ほかのところにつきましては、その地域内で完結するものですからふれあいバスと。交通空白地帯を埋めるのがふれあいバスであって、循環バスのほうは路線バスもあるので、便宜上循環させて走らせている。循環バスの場合は距離によって料金が高くなりますが、ふれあいバスの場合は一律の料金です。

○企画部長（川村直人君）

ふれあいバスは市が委託をして、実際走らせているのは市でございます。それから、循環バスについてはバスの事業者でございまして、そこに市のほうから補助金を出しておりますので、そこが違ふと。それと、先ほど言いましたように料金が、ふれあいバスは150円で統一しておりますけれども、循環バスのほうは距離によって違ふということで、その辺の違いがあります。

○委員（久保史郎君）

もう1点。先ほど、牧園からの分は、ふれあいバスで医療センターまで来るわけですね、直行で。それで、霧島地区も先ほど言われた真方ですか、そこからは乗れるんだということを言われたんですけれども、霧島地区のほうはそういう、ふれあいバスとか循環バスで真方まで来る便はあるんですか。

○企画政策G長（西田正志君）

霧島地区につきましては、真方まで行けるふれあいバスがあります。

○委員（久保史郎君）

時間等はもちろん連結して、その時間帯でちゃんと時刻表に載っているわけですね。霧島のふれあいバスは、何時に真方に着いて、牧園から来るバスとの乗り合わせ時刻と調整してあるということの理解でよろしいですか。

○企画政策G長（西田正志君）

ふれあいバスのほうは、水・金になるんですけども、霧島神宮駅から8時24分の便で、真方のほうに8時38分に着きまして、牧園ふれあいバスの8時40分の便に乗り換えていただいて、医療センターのほうに8時57分に着くというふうになります。

○委員（久保史郎君）

そういうことは、その霧島のふれあいバスは真方でUターンをして、また別なほうに回っていくコースになっているということですね。

○企画部長（川村直人君）

今、大きな経路図をお見せします。

○委員長（常盤信一君）

しばらく休憩します。

[休憩 15:46]

[再開 15:49]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにございませんか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

先ほど、委託料の経費の関係で、効果が600万円程度と申し上げましたが、今のデマンドの実績が65万5,650円と。これは半年分ですので、本来は倍にしなないといけなかったもので、そうしますと約500万円程度となりますので、訂正をお願いします。

○委員（宮本明彦君）

北永野田から神之湯まで、普通にタクシーに乗ったらどのくらいの料金ですか。

○企画政策G長（西田正志君）

大体、2,100円ぐらいになります。

○委員（宮本明彦君）

分かりました。先ほど、脇元委員も似たようなことをおっしゃいましたが、デマンドの大体平均の乗車率と運行率というのは分かりますか。運行率というのは、1か月、約90便ありますよね。その中で、何便動いたか、平均何人乗られたかということです。

○企画政策G主査（山口清行君）

昨年度の半年間の実運行日数ですけども、予定日が延べ462日のうち、306日運行しておりますので、運行割合というのは66.23%です。1便あたりの乗車は2.37人です。ちなみに、2便と4便が多いです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市内各地区から霧島市立医師会医療センターまでの公共交通機関の運行状況及びデマンド交通実証運行についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 15:53]

[再開 15:55]

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、大きく2件の調査を行いました。これに係る自由

討議に入ります。皆様方の御意見、御発言ありましたらどうぞ。

○委員（久保史郎君）

災害危険地域のがけ下等のこれはですね、結構な数が霧島市内で 157 か所あるんですか。その中でも、特に危険性のあるところをもう一回、市当局は洗い出しをして、そこの危険性を避けるという対応策の検討をしていただくことが、また必要ではないかと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、これで所管事務調査の 2 件についての自由討議を終わります。

△ 委員長報告及び報告に付け加える点について

○委員長（常盤信一君）

予定した調査については、すべてを終了したわけですが、この 2 件について、委員長報告をすべきかどうかお諮りをしますが、いかがでしょうか。

○委員（久保史郎君）

せっかく、現地調査までして、長時間にわたって内容等も調査したのですから、ぜひ委員長報告はしていただけたらと思います。

○委員長（常盤信一君）

報告をしていただきたいということですので、そのように取り扱ってよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように取り計らいます。また、報告に付け加える点がございましたら、ご意見をください。

○委員（植山利博君）

避難所の位置が、急傾斜地の危険地域に、その看板が同じところにあるという状況は、やはり一般の市民の方々から見れば、どうも理解しにくいという状況があるというのは確かだと思います。ですから、65 か所については、地域の住民の方々としっかりと共通認識ができるような、なぜここにあるのか、ここでやむを得なかったのだと、お互いが理解できるような機会をぜひ作って、共通認識の上で対応をするべきだと思いますので、執行部には今後機会を捉えて、そういう機会を作ることを求めて、指摘をしておいていただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

ただいまの植山委員の意見に合わせまして、65 か所なのか 33 か所なのか分かりませんが、とにかく避難所の利用指針を早急に検討して、住民の皆様にお示しするようにということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、ただいま出た 2 件の意見を含めて、所管事務調査の報告をしたいと思います。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

次に、その他になりますが、先だって確認をさせていただきましたけれども、所管する政策に係る国・県への要望の取りまとめについてであります。これは 5 月 28 日の議会運営委員会の報告に

ありました地元選出の県会議員、国会議員への要望活動及び情報交換会を開催するに当たり、霧島市のまちづくりについての課題を各委員会抽出をして、3項目程度に取りまとめて、市議会として、国・県の地元議員と一体となって陳情・要望を行うということになっておりましたので、総務常任委員会の所管する政策等に係る問題として、課題・要望がございましたら協議していただきたいというふうに思いますが、御意見がございましたら発言をお願いします。

○委員（久保史郎君）

県のほうに要望を出すのであれば、総務委員会としては防災という観点から、霧島市だけではなくて、河川の土砂上げといいますか、そこら辺は河川をきちっとかねてから、少しずつでも、県のほうも取り組むというような話でございませうけれども、うちの二級河川の天降川を上流・下流に関わらず、やはり水の流れの良い、土砂やヤボですか、ああいう撤去を要望はしたいと思います。

○委員（植山利博君）

鹿児島県なり、国なりのエネルギー政策の大きな転換の時期を迎えているのでしょうから、県としては、鹿児島県の将来ビジョンにわたるエネルギー政策をどう考えているのか。ひいては、原発の在り方について、どのような県としての見解を持っているのか。また、国は当然、また更に大きな役割を担うわけですので、やはり原発を含めたエネルギー政策について、もうちょっと我々も情報がなかなか得られないのですので、将来の電力需給であるとか、エネルギー政策について意見交換をするような機会、場を、国会議員・県会議員等とそういう場で情報収集ができるような機会を、ぜひ作っていただきたいというふうに思うところです。

○委員（脇元 敬君）

県の予算、国の予算、こんな事業がある、こんな補助金があるというのを、自分で調べれば分かることも多いと思うのですけれども、今日の午前中のいろんな話の中で、なかなか霧島市が、いろんな形で事業に飛びつかない、新しいものに進んでいかないというところが見える中で、我々議会からもこういうものもあるんじゃないかという声も上げなきゃいけないのかなというふうに思いますので、そういった情報が市議会のほうにも流れてくるような何か方策はとれないものかと。今回、行うような地元選出の議員さんとの協議がそういう形になれば一番いいのかなというふうには思うところです。

○委員（宮本明彦君）

総務関係では、私は特にありませんが、やはり県道60号、472号でしたか。道路、第一工大から奈良田団地にぬけるあの道、それから国分中学校の前等、県道の整備はお願いしたいと思います。

○委員（植山利博君）

今、九州の知事会でも問題になっているのは、道州制の在り方でしょうから、道州制を知事会としては協議をされているでしょうけれども、そのことの影響をもろに受けるのは、やはり住民に一番近いところの基礎自治体が関係がしてくるわけですので、道州制の展望、将来ビジョンというものも、県も自治体も同じようなテーブルについて議論ができるような場があればいいのかなという思いがありますので、これを国・県それから我々自治体が一緒になって考えていくテーマではないかなと思いますので、この点も一つ入れておいてほしいと思います。

○委員（仮屋国治君）

執行部も年に1回、県議との懇談会とか陳情活動をしていらっしゃるのですけれども、その資料がそろそろ出来上がるころでございませうので、まずは中期・短期という意味において、その資料の精査をしていただきたいのと、あと総合計画並びに実施計画に基づいた、執行部の国・県への要望しなければいけない事項の聞き取りを一回、所管事務調査で行っていただけませんか。めどが9月ということですので、とりあえず7月くらいにその所管事務調査を一回していただければと思うところです。その中で、今、いろいろおっしゃったところも取り入れながら、最終的に9月までに取りまとめができればというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、今、出た、総務委員会に直接関わりのないものもございましたけれども、これはこれとして所管をするところに申し送りしてほしいと思いますが、5点ですね。この点を事務局にも相談をし、最後の仮屋委員の問題については、当局の関係もございましたので、できるだけ早い次期に調査ができるように調整をしてみたいと思います。ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

閉会中に、ぜひ原発の、薩摩川内の視察を、何とか早い時期にできるようにお願いしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

はい、わかりました、それも検討し、できるだけ早く実現ができるように対応をしたいと思えます。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、以上で本日の委員会を閉会します。

〔閉会 16:07〕

以上、本委員会の概要と相違ないことを証明します。

委員長 常 盤 信 一